



# 近世中期—幕末維新期の農民層

## の政治・社会・経済認識(三)

—羽州村山郡谷地の場合—

大 藤 修

### 目次

はじめに

#### 一、村落構造と契約講の概要

1 村落構造の展開

2 契約講の実態と機能

3 世事記録開始の契機と意義

#### 二、政治・社会・経済認識の展開

1 元禄—元文期(以上、第九号)

2 寛延—天明期(第一—一号)

3 寛政—文政期(以下、本号)

(1) 寛政改革と契約講

(2) 享和元年の村山大一揆

(3) ロシア船来寇の風聞

(4) 生活規律の課題

4 天保期

(1) 天保の大飢饉

(2) 大塩の乱の風聞

(3) 天保改革と契約講

5 幕末維新时期

(1) アメリカ船の渡来と開国

(2) 幕末の政治動向と御一新

おわりに

## 3 寛政—文政期

## (1) 寛政改革と契約講

天明七年、松平定信が老中首座に就任した件について、「大町念仏講帳」<sup>(1)</sup>では、「当時御老中上座白川松平越中守様御政事宜敷由風聞ニ御座候」と記している。前号で紹介したように、田沼意次の失脚の件に関しては、彼に対する世間の悪評を記していたのとは対蹠的な内容であり、しかも、双方の記事は並べて書かれている。前代の打ち続く凶作・飢饉と施策に苦しんできただけに、新たな為政者の評判には殊さら敏感になっていたことがうかがえよう。

この期の施策に関する記事を次に列挙してみよう。

- ① 寛政元年 老中松平越中守諸国一統に于田螺・麦・粃の貯物を触出す
- ② 同 元年 江戸廻米俵持えを減量
- ③ 同 三年 庄内飛鳥川田地水除普請を公儀より酒井家に仰せ付けられる
- ④ 同 四年 最上川船公儀直差配となる
- ⑤ 同 四年 蔵増山新田開発を代官見分の上、仰せ付けられる
- ⑥ 同 五年 蔵増沢新田を代官手代が見分の上、検地竿入
- ⑦ 同 五年 酒造高三分の一に仰せ付けられる
- ⑧ 同 五年 博奕嚴禁

①同 九年 村々田糶、並に貯糶改めのため江戸より普請役廻村

②同 一二年 村々巨細の検見

後の天保改革については、直接自分達の再生産活動・生活に利害のあるしにかかわらず、改革政治全般について記し、また他国の民衆の動向についても記しているのに比べ、この段階では、自分達の利害にかかわるものしか記しておらず、改革政治全般を認識しようとする姿勢に乏しいといえる。

例えば、③は、「近年江戸表御廻米納方多分欠減相立候而、百姓共及難渋候處、松平、越中、守様、御温考之上、而」(傍点、大藤、以下同)、納方俵拵えを従来三斗八升五合入であったのを三斗七升入に減じられたもので、この措置について「誠ニ難有御慈愛と万民共ニ歡喜仕候」と記している。④は、普請自体は当地と無関係であるが、庄内での普請の結果、「酒田湊之船共不残右普請ニ付、御負人ニ相成候得者、最上表へ塩諸色為登荷物差留り、甚々最上表迷惑いたし候」というように、それが最上川舟運を滞らせ、当地方に被害を及ぼしたが故に書記したのである。⑤は、最上川舟運史上画期的意義を持つものであった。享保八年以降、大石田河岸において、有力商人による川舟請負差配が行なわれていたが、寛政四年にこれが廃止され、幕府代官直差配となった。その契機となったのは、一つには、新興荷宿商人を中心とする最上船持層が、従来の請負差配役たる特権的豪商と有力河岸問屋たる舟世話役による川舟差配から、幕府代官直差配の実現を要求したことであり、もう一つは、幕府自身が寛政改革の貢租収納の円滑化政策の一環として、廻米輸送機関の整備、統制に乗出したことである。最上川舟運は谷地郷の商人、さらには生産者農民にとつて生命線ともいべきものであり、有力商人の川舟請負差配制度撤廃運動にも大町村の船持、船頭達が参加していた。<sup>③</sup>それ故、川舟差配制度の改革の経緯を詳しく記し、公儀直差配となったことを、「船持諸商人共ニ甚勝手宜敷方

ニ相成、よるこび申事ニ而御座候」と歓迎している。

寛政期には、領主権力による農民生活に対する規制が強められるが、契約譚においても、この期以降、村内生活を規制する議定（掟）が多く制定されている。それは、享和元年制定の田井村契約議定の第一条に「御公儀様御法度之趣、前々より仰出だされ候通り、常々堅く相守り、惣て上を重んじ、帯刀の衆中・諸役人へ対し、無礼の儀之れ無き様、平生家内の者共に申聞け置き、急度相守らせ申可き事」、第二条に「御領主様より御田畑預かり差置かれ候故、御高恩を以て面々親子を育み、今日の渡世を営み申す事に候得ば、農業懈怠無く相働き、耕作・草・水等悉く念を入れ、御年貢皆済之れ無き以前、米穀猥りに売り散らし申さず、上納方収納仰付けられ候日限、相違無く皆済致す可き事」と規定しているように、公儀法度、および寛政期に度々なされた農民教諭の内容を骨子としつつ、村内生活の諸相に應じて具体的に規定したものとなっている。そして、議定には、「契約列座の儀は、諸役人は申すに及ばず、老いたる者を上座居に、若者は段々中座下座居候得ば、下としては上を敬い、上は下を憐む五常の道に順じ候」（享和元年、田井村契約議定）、「都而村方定法之儀ハ御公儀様被仰出候通り、此度御定法之儀相印置候、村方ニてハ名主ハ上座ニ相極り次ニ古キ百姓并水吞百姓迄段々座敷事可致候」（寛政一二年、前小路村中組契約掟<sup>5</sup>）と、寄合の座の席順を規定した条文がみられる。こうした列座の順が成文化されること自体、「兎角列座平常は心易立てに相成り、自然と無礼悪事に走る基に候」（田井村契約議定）とあるように、現実には、村役人を中心とした村落秩序が動揺してきていたことの反映であり、そのたて直しを図ったものに他ならない。

寛政期には、「村役人は其村百姓を支配致候ものニ付、何事ニよらず小前之相談等江は決而加り申間敷候事ニ候、何そ小前之者共願筋有之節は、名主組頭立会相札其節相立取斗可申候<sup>6</sup>」（寛政三年、「村役人勤方心得之事」第三条）というように、村役人を通じた村落支配の再編・強化が図られている。おそらく契約議定は、村役人層がこうし

た領主権力の政策にバック・アップされて、小前層の成長によって動揺させられている自らの村落支配秩序のたて直しを意図して、その主導の下に制定したものであらう。そして、契約帳の記事の内容もこの時期以降、村役人層II豪農層の利害、意識を反映したものが多くなっており、彼等による情報コントロールの色彩が強まってくる。

以上の点からみると、この時期以降、契約講は権力支配の下請機構としての機能をも果たすようになったことを指摘し得るのであるが、しかしながら、契約議定の制定にしても、領主権力の政策に対応した村役人層の主導という上からの契機だけでなく、一般農民自身も、後述するように、この期には生活規律の課題に迫られていたという下からの契機も見落すことはできないし、何よりも契約講は、原点において権力の介入を拒否する性格を本来的に有していたのである。例えば、「大町念仏講帳」の寛政七年の条に、「御神酒之儀者、仮令如何様之凶作御触事有之候共、村内契約之儀ニ候間、御神酒者差上可申事」という規定がみられる。契約講は、共同体の守護神に対する信仰を精神的紐帯として、部落住民の共同生活の実をあげる必要から自然発生した共同慣行であり。それ故、守護神に御神酒を供える契約内の慣行は、たとえどのような凶作であろうとも、また如何なる触が出されようとも、これを守り通していくことを申し合わせているのである。事実、右の規定は、この期の酒造制限令、儉約令に対応してなされたものである。講内部に階層間の矛盾・対立を包含しながらも、根底においては、右の性格はその後も一貫して持続されており、天保改革では、表面的には儉約のため、裏面的には一揆・徒党の未然防止のために契約禁止令が出され、明治五年にも禁令が出されたが、どこもやめた所はなく、契約講の共同慣行は根強い生命力を保持している。

(2) 享和元年の村山大一揆

寛政改革の一環として農村復興、本百姓体制の再建・維持、および階級闘争の高揚によってほころびの目立ちはじめた幕藩制的「仁政」イデオロギーの再構築を図って、種々の勸農策が「公儀」の「御仁恵」による措置という名目で施行され、農民教化もさかに行なわれたのであるが、究極の目的が年貢収奪の強化にあった以上、それらは基本的矛盾の一时的な糊塗策にすぎなかった。

先に紹介したように、当地方の農民や商人にとって有利な措置に対しては、それを喜ぶ文言を記しているものの、貢租関係の記事では、批判的文言や代官に対する抵抗運動を記したものが多くみられる。例えば、「荒町村契約帳」では、寛政七年に「当不作ニ付、近御御役所へ私領送御検見引ケ有之候所ニ、長瀬鈴木喜左衛門様御代官所斗引ケ無之、下鄉村々御代官送りとして、送りもの人形等こしらへ賑々敷御座候」というような、「御代官送り」と称する奇妙な抵抗運動が発生したことを伝えている。また、<sup>(10)</sup> 拝借米や佃米の政策に関しても、「当戊、川西郷上作ニ相見へ、依之置扱式ケ年分相返り候事、しかし右扱直段定石直段ヲ以御取立之由、百姓共迷惑致候事」（同前、享和二年）、「去寅十二月中御公儀様ヨリ被仰遣候ハ、殊之外米下直ニ付、世間一統不通用相聞候故、米穀直段引上ケ度由ニ而百姓有徳成ものへ佃扱并ニ金子差遣すへき様被仰遣候、尾花様御支配所五万石位之所へ、千五百石位、金子千貳百両位、当卯六月迄差上へき様被仰渡候、依之いろく難渋申立、御なげき申上候得共、一円御取上無之当地ヨリ扱三拾五石、金拾三兩位相当り申候」（同前、文化四年）というように、利ざやを狙った拝借米制の運用、米価引上げのための佃米金の強制によって百姓共が難渋しており、後者については、「誠ニ前代未聞之事ニ御座候」として、「時之御老中松平伊豆守様、尾花沢御代官鈴木喜左衛門様也」と、自分達を苦しめた政策責任者の名前を書留め、悪しき為政者としてその名を後世に伝えんとしている。

本百姓経営の維持を図りながらも、村役人・豪農層に依拠した村落支配の再編・強化策を遂行したことは、客観的

には豪農層の収奪に有利な条件を与える結果となった。村山地方においても、寛政一二年の凶作で機能・土地集積の進展をみており、中・下層農民との矛盾・対立が激化している。<sup>(11)</sup>享和元年の村山地方の大一揆は、こうした農村社会の構造の変化に基因して発生したものである。その直接の契機となったのは、寛政一二年の凶作で翌享和元年に入り米価が騰貴したことである。そのため、畑地が多く米買喰層が大部分を占めていた最上川の川東一帯を舞台に享和元年六月二七日から七月一日にかけて騒動が起こり、天童周辺の穀屋商人および豪農が打ちこわしにあっている。

これまでの村山地方の一揆・打ちこわしは、支配領域を越えて展開したものではなかったが、この享和の一揆は、幕領(三代官領・五六カ村)・藩領(六大名・三五カ村)・朱印地(三寺領・六カ村)の村々が直接・間接に関係した広域闘争であり、<sup>(12)</sup>この地方の一揆史上画期的意義をもつものであった。それ故、各契約帳共にこの一揆について詳しく書留めており、全時期を通じての一揆記事の中で最も記載量が多い。特に「大町念仏講帳」の記事は詳しく、「当春生花摘出無之候得共、至而下直ニ而百匁ニ付三拾五文より六拾五文位迄売買有之、米直段之儀ハ追々引上ケ、百姓方甚々手詰り之由ニ而御座候処、六月二七日東郷買喰之者共、米売人無之体ニ有之哉ニ付、同日之夕天童村江押寄……」と、まず一揆発生の原因から筆を起こし、続いて一揆勢の動向と領主側の対応の仕方、結末等々について具体的に記している。

この一揆については後に、「最上村山郡百姓騒動之事」、「出羽国最上川稻作太平記」、「最上大騒動捌き状」<sup>(13)</sup>等の記録が作成されているが、それらは物語風に脚色されて記述された部分が多いのに対し、契約帳の記事は一揆発生と同時に入ってきた種々の情報を、一揆の展開に即して整理しながらその年のうちに書留めたものであるため、文章は比較的簡潔であるが、それだけに前者に比して当時の切迫した雰囲気伝わってくる。

第8表 村山地方における中期以降の百姓一揆発生件数

年代	一揆発生件数	A	B	C	B+C
		村方騒動	愁訴・越訴・不穩	強訴・暴動打ちこわし	
1701~1720 (元禄14~享保5)		0	0	2(2)	2(2)
21~ 40 (享保6~元文5)		0	2(1)	1(1)	3(2)
41~ 60 (寛保元~宝暦10)		1	2	5(3)	7(3)
61~ 80 (宝暦11~安永9)		3	3	0	3
81~1800 (天明元~寛政12)		4	4	8(4)	12(4)
1801~ 20 (享和元~文化3)		5	2	2(1)	4(1)
21~ 40 (文政4~天保11)		9	8(1)	7(1)	15(2)
41~ 60 (天保12~万延元)		11	9(1)	1	10(1)
61~ 70 (文久元~明治3)		6	3	5(1)	8(1)

(註)・『山形市史』中巻、687頁に掲載の表を引用し、( )内に「大町念仏講帳」にも記載されている件数を記入した。

・この表は、横山昭男氏編「山形県百姓一揆年表」(山形市史編纂資料第6号)によって作成されているが同年表には第9表の文久3年の騒動は件数に入っていない。

特に、打ちこわしの危険を感じた村役人層(14)豪農層の恐怖感切迫感が如実に表現されており、「凡式万人程集候、由ニ而、居宅土蔵云ニ不及、家財衣類共も微塵に打こはし前代未聞之、風聞ニ御座候」と、多人数による天童での打ちこわしの風聞に驚愕し、「谷地郷名主中御寄合、当村へ右悪党、禦キ之沙汰如何せしめん」と評議している。しかし、意見のまとまらないうちに一揆勢が押し寄せて来たため、あわてふためいていたところ、指導者の秋田代五郎が新町村榎藤左衛門宅に罷り越し、「此度之騒動相鎮メシニ貴殿より世話料として我ニ金子ヲ与いられ候ハ、差鎮可申」と相談を持ちかけてきたので、金一〇両を差出し、さらに名主達が米値段を引下げることとを約したので、「騒動人ハ谷地郷へハ入越不申候」と難を逃れている。「荒町村契約帳」では、谷地郷が一揆の嵐に巻き込まれなかったことについて、「此所ハ神明ノ加護ニヤ、川をへたてなれば、其騒ニ加入不致安全ニくらし居、誠ニ難有候」と記している。

以上の記事の内容、および「悪党遠近に響キ」、「右悪党禦キ之沙汰如何せしめん」、「追々悪党共被召捕」と一揆勢を悪

第9表 「大町念仏講帳」の一揆・打ちこわし記事（寛政一慶応期）

年次	内 容	行数
寛政元	○蝦夷騒動	2
享和元	不作、米価騰貴、買占に付、村山郡騒動・打ちこわし	91
天保4	不作、米価騰貴に付、東山方面騒動・打ちこわし	3
同7	不作、米価騰貴に付、白岩山内騒動	2
同8	○大塩の乱	6
万延元	代官支配村々百姓共数百人願筋有り、寒河江より長崎道へ相詰物騒敷	4
文久3	寒河江柴橋の内一方廃陣されるとて寒河江地元村騒立	4
慶応2	武州栃木、越後浪人等、窮民救済のため河原子村、西堂村、観音寺村等へ押入、打ちこわし	37

(註) ○印は他国に関するもの。

・行数は河北町誌編纂資料編第34、35輯刊行本による（1行40字位）。

党よばわりしていることから、「大町念仏講帳」の記事は豪農層の立場から一揆をながめ書留めたものといえる。<sup>(15)</sup>

△第8表Vをみるに、村山地方ではこれ以降も一揆・打ちこわしが頻発しているにもかかわらず、「大町念仏講帳」ではあまり記されなくなっており、記されても以前に比べはるかに簡単な記述になっている。それは、一揆情報が伝わらなくなったためではなく、近世後期・幕末期の一揆の大部分が豪農層と小作貧農層・諸稼層との矛盾・対立から起こったものであるだけに、豪農層の情報コントロールが働いた結果とみるのが妥当であろう。△第二表V（本稿（掲載）の如く、この時期には契約講自体、所持高一石未満の零細農民を多く内包しており、階層分化が進展していたのである。

しかし、近世後期には、小前層の村落を越えた連繫も形成され、それが広域闘争発生の社会的基礎になっていたのであり、そこには、小前層独自のコミュニケーションも形成されていたに違いない。<sup>(16)</sup>そして、小前層相互の情報伝播が、それぞれの村や地域で、豪農層に対し耕作権の確保・強化、小作料引下げ、貸付金利子の引下げ等々、小前層の生産・生活を守る闘争を進めていく上で役立っていたであろうし、さらに闘争の広域化の導火線ともなったであろう。

## (3) ロシア船来寇の風聞

これまでみてきたように、一八世紀中期以降、谷地郷の民衆の社会的視野は全国的規模にまで広まりつつあったのであるが、一八世紀末以降になると、対外問題の発生を契機に、さらに対外関係にまで目を向けるようになってくる。

寛政四年にロシア使節ラクスマンが根室に来航したのを契機に、対外問題が大きくクローズ・アップされることになったが、この事件に関しては、「大町念仏講帳」では記しておらず、東町念仏講中の記録である「年々諸相場覚帳」(以下、「東町契約帳」と略称)で、「松前相とう(松カ)に付、江戸ヨリ御役人つくニ相下候」と、また「荒町村契約帳」で、松前に異船が押し寄せたということを簡単に記しているにとどまっております。この事件に関する詳しい情報はもたらされていなかったようである。しかも、両記事とも翌寛政五年に書かれている。ただ、後者の場合、「御役所ニ而御咄し有之候」と情報源を明記しているのが注目される。代官所には職務上、政治的・社会的諸事件に関する情報が入って来るわけで、おそらくそこに入出する機会の多い名主が聞出してきたのであろう。してみると、代官所も民衆にとって情報源の一つであったことが知られる。もちろん、言論統制の厳しい幕藩制下のことであるから、差障のない事柄に限られていたであろうが。

文化四年には、ロシアのエトロフ島襲撃事件が起きているが、これに関しては、各契約帳共にかなり詳しく記している。

「大町念仏講帳」の記事を次に例示しておこう。

一、当四月廿三日蝦夷地におゐて異国船數艘押来候、五月廿四日頃申来、海辺御大名方庄内・秋田・津輕・南部・仙台皆々松前表江御出張被遊候、其外江戸表より若御老中堀田撰津守様御名代御下り被遊候。外ニ大目付中川飛驒守様・村上監物様・最上徳内様、其外御旗本衆數千人御下り被遊候風聞ニ御座候。(文化四年)

一、蝦夷地ニ而異国船到来候趣ニ而、御公儀より御旗本衆中御下向並諸々御堅めとして、松平陸奥守様より御人數貳千五百人御下着被成、尚又西蝦夷御堅として、会津肥後守様より御人數一千五百人御下着被成、殊之外騒敷候所、相鎮り候由ニ而、無異御登被遊候。(文化五年)

右の記事では、蝦夷地に到来した異国船がロシア船であることは認知されていないが、「荒町村契約帳」では、「ヲロシ国ヨリ大船参り候ニ付、殊之外騒動仕」と国名を明記している。そして、各契約帳共に、この事件発生後の領主層の動向について詳しく記している。「大町念仏講帳」、「荒町村契約帳」では、わりあい客観的に、しかも他の契約帳よりもより詳しく記しており、積極的に情報収集に努め、事態の推移を冷静に見つめようとしている姿勢がうかがえる。両契約講共に、他よりもいち早く世事記録を開始しており、しかも、内容も全体的に充実しており、谷地郷の諸々の契約帳の中でも一際精彩を放っている。情勢の収集・記録に長い伝統を持っているだけに、他の契約講に比してより高いその能力が培われていたのであろう。

「前小路中組契約帳」の記事は、精度において前二者よりも少し劣るが、「松前ニおゐる騒動相初候所、日本国中諸大明御<sup>(名々)</sup>さわざ、所々村々ニおゐても大きわぎ往還之事ニ御座候……」と、諸大名だけでなく村々をも席捲した騒然たる世情を描写し、「あらく申上筆ニもつくしがたき候」と結んでおり、かえってこのニュースに接した当時の人々の驚きと狼狽ぶりがよく伝わってくる。「東町契約帳」でも、末尾に「前代未聞ニ御座候」と記し、驚きの感情を素直に表現している。

しかも、この事件は現実に、農民にも大きな影響を及ぼしたのである。寛政五年に、村山郡山口村の名主が代官所に次の如きことを上申している。

一、蝦夷地御用之御役人様方御通行ニ付、助郷組合私共村々々人馬差出候様被仰付度趣、天童役所へ被仰越候ニ付、御召出之上右之趣被仰聞奉承知候。此段奉申上候。私共村々之儀八万右以下之御方様御通行之節は人馬差出不仕来リニ御座候得共、此度之義は格別之義奉存候。天童宿並定助郷之人馬も差出し候而も不足ニ而差支候節は、

私共村々々人馬差出可申奉存候間、右之趣天童役所へ被仰越候様致度奉存候。依之書付を以奉申上候。以上<sup>(20)</sup>すなわち、蝦夷地警備や視察のために通行人が飛躍的に増加したため、街道筋の村々には助郷人馬役負担の増大という形でふりかかったのである。先の「前小路中組契約帳」の記事に、「所々村々おめても大さわぎ往還之事ニ御座候」とあるのはそのためである。しかも、右の山口村は、「万石以下之御方様御通行之節は人馬差出不仕来リ」であつたのが、「此度之義は格別之義」として、天童宿と定助郷人馬の不足分を差出すことを承諾させられているのである。また、蝦夷地警備に動員された藩では、一般庶民も軍夫やその他に使役されている<sup>(21)</sup>。

こうした農民負担の増大は、いやが上にも、対外問題の切迫を身を以て感知せしめることになつたにちがいない。さらに、通行人数の増大は、この事件に関する風聞を街道づたいに伝播させ、そして村々から人足として出た者が情報をも自分の村に持ち帰えるという、情報伝播の面での副次的作用をも生み出したものと思われる。

以上の如く、ロシア船の渡来は、民衆にも対外問題に関心を向けさせる契機となつたのであり、それは、嘉永六年のペリーの渡来によつて、さらに増幅させられ、生活の危機意識へと結び付いていくことになる。

(4) 生活規律の課題

内にあつては大一揆、外にあつてはロシア船の来寇という、内外の大事件を見聞したこの期の村山地方の人々は、世の移り変りの激しき、大きさをいやが上にも感得せざるを得なかつたであらう。しかも、日常の生産・生活は商品貨幣経済の波に大きく播振られ、浮沈が激しかつた。富裕化する農民がいる一方では、多くの没落農民が生み出され、中には農業から離脱し、無宿・浮浪の徒と化す者も現われた。この期には、無宿者・博徒の横行、喧嘩、盗み、殺人等の記事が多くみられ、日常的に地域社会の治安がかなり乱れていたことがうかがえる。

「荒町村契約帳」の寛政八年の条に、次の如き記事がみられる。

追啓申候。然は、はつかしき事ニ候得共、此辺ニ大罪成事も返り見ず、伏熊村ニ而偽金銀拵、卯冬霜月ニ被召捕候。一家組合名主江戸ニ引登セニ相成り、扱又大石田ニも偽破舟御成敗ニ相成候。つらく、夢の浮世ニ而朝見し人も露と成り、明日を待ぬ世の中に、斯第一の罪人も有事なれば、是ニ付ても只正直ニ家業大事ニ、一寸もひま有時ハ一心に念仏可申もの也。

右では、眼前の世情を常定まりのない無常の世と観ており、「偽金銀拵」「偽破舟」といった犯罪が発生した根因をそこに見すえている。そして、さればこそ、悪に走らないよう、正直に家業に専念し、信心を大切に生きてべきことを説いているのである。安丸良夫氏は、近世後期には、広汎な民衆が社会変動の渦中にあつて、「家」の没落をふせぐために、正直・勤勉・孝行・和合といった通俗道徳の実践を通じて自己を規律・鍛練せねばならない課題に直面していたことを指摘されているが、<sup>(23)</sup>そうした課題は、谷地郷の民衆においても自覚されていたことがうかがえよう。<sup>(24)</sup>

先述したように、この期以降、村内の生活を規律・規制する議定(掟)が各契約書において多く制定されるようになってくるが、享和元年の田井村契約議定の第三条に、「平生働かざる者は、村中世上の費を厭わず、或は博奕諸勝負に心を奪われ、家業を怠り候故、御年貢等難渋致し、世間へも義理を違え、世狭く相成り、我と我が身に迫り、致し方無く相成り候間、自ら悪道に走り、小盗の類にも組み仕り候事に候間、相互に心を付け合ひ申す可へく候事」とあるように、右と同様の課題に迫られ、共同体である講としても生活規律・規制、相互扶助を強化し、共同体の衰退を防ぐ必要性を自覚したところに、議定制定の根底の契機が存したものと思われる。ただ、先に指摘した如く、領主の村役人を通じた村落支配の再編・強化策に村役人層が対応して、自らの村落支配秩序を安定化させようという意図から議定制定を主導した面も強く、それ故、条文には領主法や農民教諭の内容が色濃く反映されているのであるが、しかし、こうした上からの契機だけでなく、下からの契機も存したことを見落してはなるまい。殊に小生産者の方が、経営が不安定なだけに、自己規律の課題はより切実なものがあつたろう。

村役人層II豪農層は、こうした下からの契機を自らの村落支配秩序に吸収・再編しようとしたものといえる。しかし、小生産者にとっては、自己規律、鍛練に終始するのみでは、経営の安定化は実現されなかった。豪農の地主的・高利貸的・商業的支配の下にあって再生産を維持していかなければならなかった彼等は、豪農の収奪に対抗して自らの経営の安定化を図るための闘いを日常的に展開するのであり、しかも、耕作権の確保・強化のために、小作人独自の議定さえ制定しているのである。<sup>(26)</sup>

註

察「『歴史の研究』一〇号)

(1) 『河北町誌編纂資料』第三四輯所収。

(2)・(3) 横山昭男氏「近世中期における最上川水運の一考

(4) 今田信一氏『河北町の歴史』上巻、三四一―三四二頁。なお、この本では、史料は書下し文に改められている。

(5) 「前小路中組契約帳」(『河北町誌編纂資料』第四五輯所収)。

(6) 『東村山郡史』卷四、一七頁。

(7) 天明元年に、夫食米不足のため、村山郡内の「惣代名主寄合相談之上」、酒造制限を申し合わせているが、この時にも、大町念仏講では、「村方契約之儀、御座候故、熟談之上孤かぶり之儀ハ湯と名付け賑敷ニ興相催」している。

(8) 寛政期には、度々酒造制限令が出されているが、同七年にも、「此以後造込並寒造一切致間敷、若隱造有之におもては急度各候条、可得其意候」という触が出されている(『山口村御用留帳』、『天童市史編纂資料』第一六号所収、二八頁)。

(9) 「前小路中組契約帳」には、享和元年に、田畑作物を盗んだ者と盗人を止宿させた者の制裁規定がみられる。そして、前小路上契約、大町下組契約に対しても同様のことを定めるよう申し入れ、両契約共了承している。また、荒町村「念仏契約講年代鑑」(以下、「荒町村契約帳」と略称、「河北町誌編纂資料」第五五輯所収)でも、文化九年に作毛盗防止の契約議定がみられる。この時期には、盗人が横行していた記事が度々みられ、こうした事態に対応して契約講も、自分達の生産・生活を守るために自警集団としての機能をも発揮するようになったのである。さらに、「大町念仏講帳」の寛政一〇年の条には、「前小路村北口村より当村用水堀さらいとして大勢右両村より罷越、川幅せはミ

候」に付き、大町村が寒河江代官所に訴え、結局、「双方熟談内済」となり、双方より証文を取交し、さらに前小路村・北口村より大町村へ証文を入れていた記事がみられるが、注目すべきことに、この「為取替証文」と証文は契約帳箱に入れて保管すべき旨を記している。このことから、契約講は、共同体の權益を守るために、その裏付けとなる証文の保管機能をも有していたことが知られる。

(10) 寛政期には、「小前百姓共相款候故、村役人共も無余儀検見入之儀申立候類之村方有之候而も、御定法三分以上損毛ニ不相当候得ば破免ニ難相立、……ハ中略V……方一小百姓共心得違、検見入さへ相願候得ば破免ニ相立候杯と相心得候儀も有之候而ハ以之外成儀ニ付、村役人共一同右之趣得と相弁へ、不洩様利害申合、願相止候村方ハ書付を以可申遣」(寛政五年「破免検見願ニ付御達」、『山口村御用留帳』、『天童市史編纂資料』第一五号所収、一五七—一五八頁)というように、定免制による年貢の安定的收取を策し、破免検見は容易に認めない方針をとっている。例えば、前小路村では、寛政一〇年に不作のため度々破免を願いだしたが、取上げられず、数度の訴願の結果ようやく破免を認められている(『前小路中組契約帳』)。また、文化元年にも「虫付有之体ニ内損之作方ニ御座候」故、代官所へ検見を願いだしたが、「御引方無之」、「甚々小前款敷申年柄ニ御座候」(同前)と記している。

(11) 青木美智男氏「世直し状況」の経済構造と階級闘争の特質」〔歴史学研究』第三二六号〕。また、藤田覚氏「天明・寛政期の農村構造と『豪農』」〔歴史』第四三輯〕では、享保元年の村山一揆の前提となる矛盾関係の形成過程とその特質を詳細に分析されている。

(12) 支配領域を越えた広域闘争に対し、領主側も幕府の「國家」公権としての指揮権の発動により、隣接諸藩が動員され大軍を以て鎮庄に当たっている。一揆勢の要求は、①夫食米貸付、②地払米増加、③米価引下げ、④酒造値段引下げ、⑤肥料代引下げ、⑥賃物利子の引下げ等であり、青木氏や藤田氏が指摘されているように〔両氏前掲論文〕、単に米価騰貴に対する不満の爆発にとどまらず、小農民の生産維持のための日常的な諸要求も盛り込まれているところに特徴がある。一揆勢は、多くの犠牲者を出しながらも、これらの諸要求のうち①と②を除きすべてかちとっている。

この一揆については、まだ十分に解明されていないが、『山形市史』中巻、六九五―七一頁で要を得た概観がなされている。なお、大野広城（幕府の小人組役人）が、天文一一―天保八年の約三〇〇年間政局や各地の諸事件、天災地変、奇事異聞のうち重要と思われるものを年次を逐って載録した『泰平年表』（統群書類従完成会より刊行）でも、「享保元年六月羽州百姓一揆起、秋元但馬守領山形六万石、松平山城守領上山三万石・織田左近将監領高

畑二万石等の領内へ入、所々乱妨、奥州出羽大騒動、松平政千代周宗台・上杉弾正大弼治米沢等より人数を出し国境を守、七月ニ至漸々退散す」（一五九頁）と、享保元年の村山一揆について記しており、この一揆は幕藩制下の一揆史上でも重要な事件と、当時の知識人に認識されていたことがうかがえる。

(13) 以上の諸書は、『山形市史編集資料』第六号に収載されている。作者はいずれも不明であるが、「最上村山郡騒動之事」と「出羽国最上川稻作太平記」は、横山昭男氏・後藤嘉一氏の解説では、内容からみて武士が書いたものであらうと推定されている。

(14) 幕領代官の幕府勘定所への報告書では、「人数何千人共可申程、殊之外大人数相見へ」（『東村山郡史』巻四、七八頁）とあり、「大町念仏講帳」の「凡式万人程集候由」という記事は、あまりの多人数の一揆勢のため、かなり誇張された風聞が飛び交っていたことを示しているよう。

(15) 今田洋三氏は、『大町念仏講帳』の記述は、比較的簡潔であり、悪党という呼び方はあまりしていない（一箇所のみあり）。惣じて契約帳は、一揆農民を悪党よばわりはせず、百姓・徒党人・窮民などといっている。一揆記録を通じて「農民の読本」とも称すべき実録文学が地方に萌芽的に成立しつつあったのではないかと思う」（『農民における情報と記録』、『地方史研究』一三二）と評価されている。確か

に以前の一揆記事は客観的に記され、特に領主に対する年貢減免闘争では、惣百姓としての連帯感をもって記述されているが、豪農層と中・下層農民との矛盾・対立の激化によって発生した享和元年の一揆については、本文で紹介したように「悪党」という語が三箇所みられ、しかも、打ちこわしの風聞に驚愕して防禦策に奔走している豪農層の動きを詳しく記していることから、彼等の立場から記されたものと解する方が妥当ではなからうか。しかも、これ以後、一揆記事そのものがあまりみられなくなっている。一揆記事は、その性格からして、特に農村構造の変化が直接的に反映されやすいといえる。

(16) その点、今田洋三氏「幕末における農民と情報」(地方史研究協議会編『地方文化の伝統と創造』所収)では、豪農的交通に対して小前層の交通を想定され、各々について考察されており、示唆に富む。氏は、小前層間の情報流通を媒介する者として、浪人・旅人・行人・商人・民間宗教家等の世間師の性格を備えた「通り者」に注目され、享和元年の村山一揆においても、こうした「通り者」の類が指導していたらしいと推定されている。

氏が提示された視角と論点は、きわめて重要なものであり、民衆的情報ルートを階層性をふまえて具体的に究明していくことは、農村社会史・文化史、および民衆思想史・運動史を深めていく上で大きな課題といえる。

近世中期—幕末維新期の農民層の政治・社会・経済認識(三)

(大藤)

(17) 近世後期・幕末期には、小作人の権利意識が成長し、各地で耕作権の確保・強化のための闘いが日常的に展開されている(藤田 覚氏「村山地方における農村構造展開の特質」『歴史』第四三・四四輯)。

(18) 全国市場の形成・発展に伴ない、その中心地であった上方や江戸には全国各地から種々の情報が大量に入ってくるようになったと思われる。そして、谷地郷と上方や江戸との商品流通の発展を基礎に、それをルートとして情報が谷地郷にも伝播して来たのであろう。

(19) 『河北町誌編纂資料』第五輯所収。

(20) 『山口村御用留帳』(『天童市史編纂資料』第一六号所収、六九頁)。

(21) 『岩手県史』第五卷、四二四頁。

(22) 村山郡大井沢村の志田五郎右衛門(雅号草雨)が、寛保元年から天保一五年までの重要事件を記した「草雨見聞録」(『西川町誌編纂資料』第三号)所収)にも、「文化六己巳年ニロシヤ船着、松前騒動ニ付、近国ノ大小名御出勢被成候。会津松平肥後守様と惣大将齋藤源助殿御出勢と承及候。出勢三千人」(一六六頁)とあり、この事件に注目している。ただし、この書は、後年になって過去の重要事件を書きまとめたもので、事件の発生年次については誤認している。だが、農民が過去の歴史を調べ、一書を著述していることは、幕藩制社会動揺の中において、彼等の歴史意識

が高まっていたことを示している。

また、見聞記として著名な「浮世の有様」(『日本庶民生活史料集成』第一巻所収)が、文化三年のロシア船到来から筆を起こしていることも、それが当時の人々に与えた衝撃度の大きさを物語っている。

前掲『泰平年表』でも、ロシアの来寇についてきわめて詳細に記しており(一六七—一七四頁)、これを文永・弘安の元寇に比して、「つらく今を見るに、事は其事に似て士民の強弱知へからず、神威も又必頼み難し、彼国の船を海城と云、其術余国勝たり」と危機感を強めている。そして、虚実入まじった風説が飛び交い、上下を問わず人心が動揺していた様を伝えている。それが、いかに大きいものであったかは、「町々にて無益の雑談、聊にても彼地の噂咄等致間敷旨、奉行所より町々に触たり、又武家へは六月十三日・同廿八日御書付もて、巷説の妄なるを示さる」とあるように、幕府がこの事件に関する言論を禁じ、人心の鎮静に乗出さねばならなかった程であったのである。現に江戸では、「氣味わるし魯西亜の船をまつ春」(『浮名た

ちぬる蝦夷のしくじり」といった落書が相当量出現している(紀田順一郎氏『落書日本史』、一二六頁)。

(23) 安丸良夫氏『日本の近代化と民衆思想』第一章。

(24) 「荒町村契約帳」の享和元年の条では、大町村上組の権之助なる者が、「困窮之身を以て父母に孝行を尽したことを、「世人是を見習ひへき事故」として書記している。

(25) 『河北町の歴史』上巻三四一頁。

(26) 溝延村では、文政八年に、三三名の小作人が団結し、地主の小作地取上げに対抗して自分達の耕作権を確保するために、次の如き独自の議定を制定しているのが注目される。

一、小作人作り来り候田畑、自然地主の勝手に以て立て上げ候か、依怙蟲負非道に取放し、余人へ立て付け候共、決して作る間敷く候。若し謂れ無く取放し候田畑、猥りに作り候者之れ有り候はば、契約連中相はぶき、以来村方付合い致す間敷候事。(『河北町の歴史』上巻、七八一頁)

#### 4 天保期

天保期には、各契約帳共に一層の充実をみせている。凶作・飢饉、それを契機とした一揆・打ちこわしの激発、加

第10表 文政末・天保期の谷地郷の天候・作柄

年次	天候・作柄状況
文政10年	・春順気よろしからず、夏に至り順気よろしく、畑方9分、田方7分の取入。
同 11	・夏になり雨がちにて、うんか虫付きに成り近年に無く不作。
同 12	・春夏とも順気よろしく、作方すべて8、9分の取入。
天保元	・春気候不順、夏雨天続きにて虫付きに成り、作方5分の取入。
同 2	・5月より大雨にて洪水、場所により、作方被害。
同 3	・春より不順気にて不作。
同 4	・3、4月頃冷気強し、5月より雨続きにていよいよ冷気強くなり、洪水も発生して大凶作。
同 5	・春順気よろしきも、去年の不熟稲を蒔付けたため、苗草元殖なし、その上こやし物も一切なく、また疫病流行にて死人・病人多く手入不行届に付き凶作。
同 6	・土用中雨天続き冷気勝ちにて不作。
同 7	・夏雨天続き冷気、かつ洪水にて凶作。
同 8	・5、6月より雨天続き冷気勝ちにて不作。
同 9	・5月より雨天続き冷気勝ちにて不作。
同 10	・7月の雨にてうんか虫付けのため不作。
同 11	・5月下旬より6月上旬まで冷気勝ちなるも、その後天気よく畑方夏作は十分、秋作田方は7、8分の取入。
同 12	・春になり大雪、7月になり虫付き、9月雨続き、10月に入り雪降り、取入できず。
同 13	・順気よろしく作柄良好。
同 14	・春より順気よろしきも、秋になり雨天にて取入不良。

(註) 「大町念仏講帳」の天候・作柄記事を要約。

うるに大塩の乱の風聞の伝播、そして天保改革と、政治、社会、経済の変動はさらに激しくかつ深刻化していた時期で、谷地郷の民衆も、いやが上にもそれらの動向に大きな関心を払わざるを得なかったのであろう。

(1) 天保の大飢饉

契約帳の天候についての記事をみると、文政一〇年頃より凶作の兆候があらわれはじめており、天保年間に入るや、ほとんど連年の如く不作の年が続いている。殊に天保四、五年には、大凶作に見舞われ、食糧が払底し飢饉状態に陥っている。

天保飢饉の記事は、天明期のそれに比してより詳細になっている。すでに、五〇年前に天明の大飢饉を体験しており、その間世代の交代があったにしても、その時の惨状は、飢饉に対する恐怖感を伴って伝承されていたであろう。しかも、社会の諸矛盾は一層激化しており、そうした条件下での凶作の到来は、より大きな恐怖感・切迫感を以て受けとめざるを得なかったにちがいない。それは、後述するが、村役人達が天明期に比してより積極的に救荒策に奔走していることからもうかがえる。

「大町念仏講帳」、「前小路中組契約帳」では、天候・作柄、物価動向、飢饉の状況、騒動の発生、救荒策等のそれそれについて、わりあい客観的に詳しく記録している。それに比して、畑中村「年々記録書留帳」(以下、「畑中村契約帳」と略称)では、そうした諸事象を総合的に記述しており、飢饉時の世相譚ともいうべき趣を呈している。後者の場合、天保九年の村方大火の折に古くからの契約帳を焼失したため、天保一年に改めて天保四年以降の出来事を思い出して記述したものであり、それだけに、切実な飢饉体験を対象化し、諸事象を総合的にとらえて記述することができたのであろう。そのことは、当時の農民の中には、それだけの世相観察力、文筆力を備えた者も生まれていたことの証左でもある。

では、これらの契約記録から、天保四、五年次の当地方の凶作、飢饉の状況、諸階層の動向をみておこう。天保四年の天候・作柄は、「当春順気能、二月下旬より畑方ニ打立、三四月頃ハ冷氣強、苗元殖無之、最上庄内共ニ不足ニ而、耆は三文位売買有之候。五月中ハ天氣能、麦作近年ニなき満作ニ御座候得共、米高直ニ御座候間、麦直段引下ケ不申候。五月廿五日より雨降出し、弥々冷氣強く、土用中綿入着シ、帷子ハ七月中旬迄之内二三日より外着致候日ハ無御座候。紅花之儀ハ不作ニ而摘出無之候得共、生花ニ而廿四五文より八拾文位迄仕候」(「大町念仏講帳」という様であった。冷気の強さに、いち早く凶作の予兆を感じとったのであろうか、二月下旬には大町村名主弥之助

第11表 文政末・天保期の谷地市場における諸物価の動向

年次	米 (1俵に付)	大豆 (1俵に付)	小豆 (1俵に付)	小麦 (1俵に付)	銭 (金1分に付)
	貫 文 銭	貫 文 銭	貫 文 銭	貫 文 銭	貫 文 銭
文政11年	1.900	1.400	1.500		1.600
同 12	1.500	1.200	1.300		1.625
天保元	2.295	1.625	1.775		1.625
同 2	2.016	1.300	1.300		1.625
同 3	2.843	1.400	1.500	2.437	1.625
同 4	6.075	3.540	5.670	5.670	1.620
同 5	8.100	4.860	7.695	6.480	1.620
同 6	2.340	1.512	2.016		1.630
同 7	6.480	3.240	4.860		1.620
同 8	3.200	2.100	2.800		1.600
同 9	3.800	2.400	3.550		1.400
同 10	2.150	1.850	1.950		1.650
同 11	1.800	2.000	1.650		1.800
同 12	2.200	1.625	1.200		1.900
同 13	1.450		1.070		2.000
同 14		1.700	1.350		1.800

(註) 「大町念仏講帳」の「地相場」記事による。年によっては金で表示されているが、その年の金・銭両替相場でもって銭に換算した。

が米買い入れのため酒田に下っている。そして現に、夏になっても冷気は続き、凶作の気配はいよいよ強まるのである。加うるに、「六月廿三日より又々雨降出し、廿五日ニ至り益々強ク相なり、廿六日昼前より最上川大洪水ニ而、川筋通り之田畑作物押流」(同前)と、洪水に襲われている。そのため、「郡中村々驚入、天氣祭等村々ニ有之、亦御役所も三日之間仏神を折り、天氣祭可致条御触村々江順達、因是於諸寺諸社二三日之間天氣祭神作<sup>(托め)</sup>を遊し、或は胡摩を焼くなど、様々祈禱有之」(「畑中村契約帳」と、雨乞いの祭をしたものの、「更に神力之しるし相見えす」七月に入るとうんかが発生して大凶作となっている。米価をはじめ諸物価は、△第11表Vの如く、前年の二倍以上の暴騰ぶりをみせている。しかも、銭相場は前年よりもやや高くなっており、実質的な物価騰貴は、表示した数値をやや上回ることになる。そのうち小

麦値段は、先の記事から、五月中の好天で近年にない豊作であったにもかかわらず、米価に連動して高騰したことが知られる。

米価が上がりはじめた五月には、早くも、「五月三日夜、当村八幡宮の鐘を突騒立」(「大町念仏講帳」)といった不穏な動きが大町村で起きている。この騒動は、「御陣屋より御出役被遊」、鎮静されているが、山寺東山方面においては、ついに打ちこわしが発生したという情報が入って来ている。さらに、「九月頃より秋田・南部・津軽辺飢饉ニ而、夥數餓死人有之由風聞ニ御座候」(「同前」)と、近隣諸国の飢饉状況に関する風聞も伝わって来ている。

こうした切迫した状況は、村役人達をして救荒策に奔走させることになった。<sup>(2)</sup>「凶作ハ江戸辺より仙台・南部・津軽・出羽、上作ハ越前・肥後、肥前之様子相聞不申候。越後ハ七分位之風聞ニ御座候」(「同前」)と、全国の作柄状況に関する情報収集に努めているのは、比較的作柄の良い地方の米を救荒用に買い付けるためにも必要であつたらしい。

天保四年には、代官手代と野川村の名主が、翌五年には、代官手代と大町村名主弥之助が越後水原に夫食米買い付けに出かけている。飢饉対策のための情報収集活動は、それのみにとどまらなかった。「二月廿一日当村弥之助郡中より被頼候而、酒田湊へ諸国之相場為聞合ニ罷下り申候」(「同前」)とあるように、諸国の米相場に関する情報収集のために、弥之助が郡中の代表として酒田へ下っており、同月廿五日には、「東根付より天童青柳吉右衛門、尾花沢付より柴橋弥左衛門・鈴木五郎兵衛」が、代官役所の添翰を持参して、「酒田湊へ肥前肥後入津米買入ニ罷下」っている。このように、代官所の指揮下に郡中の村役人達が結束して、郡内の救荒策を展開しているのであるが、その中心をなしていたのが他国米買入れ策であつたため、必然的に近辺の諸藩と競合するところとなり、「十七日弥之助新潟へ様子聞ニ罷出候処、諸大名より去暮より詰会夫食買入ニ罷出候へ、秋田様南部様津輕様秋元様六郷様酒井様其外筋諸家様方、去暮買入米積出候段、新潟町奉行所へ御懸合被成候」(「同前、天保五年の条」)とあるよう

に、諸藩の買米動向に大きな関心を払っている。現に、越後米の買い付けに際しては、これら諸藩との競合の中で、  
ようやく三、九一二俵の入手に成功しているのである。<sup>(3)</sup>

だが、こうした他国米の買入れによって郡内の飯米が満たされたわけではない。農民達は、わらび餅、松皮餅、  
午房の葉、葛根、「其外青葉何草によらず喰べる」(「前小路中組契約帳」、天保四年の条)という有様であった。そし  
て、「松皮餅、但、此製法鹿皮取捨候而、肉付ノ皮を生灰入よく煮て水ニさわしなくなつたけ入餅にいたし食す」、「わ  
らび餅此製し方よく洒シきなこにて食す」等々、それら雑食物の製法についても記している。飢饉状態の中で生存し  
ていくためには、そうした食物に関する知識、製法を身につけざるを得ない。そして、切実な体験の中で体得した知  
識・技法を記録に残し、子孫へ伝承しようとしているのである。

飢饉状態は、翌天保五年にはさらに悪化し、疫病も流行し、大町村では四〇人余が死亡し、「病人ハ家並ニ而」(「大  
町念仏講帳」という有様であった。「畑中村契約帳」では、「ヶ程米高直候得は、外村ニ而は穀留致、米売族も無之故  
人氣甚悪く、雪消払之頃毎夜ニ出火ニヶ所三ヶ所、如何成夜も無事なく、亦盜賊多く、村々ニ而盜取るゝ族数多有  
之、衣類等ハ不及申、すへて穀物之類或は糶入破り俵物を盗み、亦宵々朝飯之支度致置処之鍋羽釜共ニ盜取らるゝ族  
多く、亦往還は不及申、道々ニ而剽取強盗人を猥リニ切殺し、旅人之衣類路金を奪取り、依之遠方一人旅なども氣遣  
ニ存、誠ニ人氣悪く大飢饉年なれハ、家を明離散之者数を不知、老年之親を捨而逃る者も有、亦子を捨逃る者も有、  
或は身分宜敷門口へ捨子いたし候を取上る族も有、無分別なる者は子を懐き、水中江飛入て死するも有、亦是夫婦之  
離別数々、誠ニ親子之見境無之、禽獸も同様」と、地獄図さながらの世相を描写している。「前小路中組契約帳」に  
は、天保五年八月までに「谷地郷ニ而凡五百六百人位之死失と申事ニ候」とある。

こうした世情にあって、契約講としても、共同体の衰亡を防ぐ手段を真剣に考え、講じなければならなかった。豪

農層による米・粥の施与によって窮民の救済を進める一方、作物盗みの防止等治安維持のための議定、生活緊縮化の議定を制定し、さらに、この切実な飢饉体験が契機となって、契約講独自の備荒貯蓄をも始めている。「大町念仏講帳」の天保一年の条には、「念仏講置粃」として、三名が粃六斗宛、一名が三斗二俵、四名が三斗宛、五名が粃朱宛拋出したことが記されている。その他、新入講員三名から粃分ないし貳朱差し出させ、末尾に「右之通置粃御座候間、以来新仲間江入候御方より酒肴不及、貳朱ツ、差出候管取極申候」と記している。また、翌二二年の条には、「粃拾九俵念仏講置粃、右利足粃貫四百十文取立申候。利足之儀ハ念仏講入用差出ス」とあり、利足は講の入用に宛てている。東町契約講では、天保九年に講金の運用についての議定を制定し、嘉永二年には、「村貯粃」として二〇名が粃三升から粃斗を拋出している。

社会的・経済的変動の中であって、民衆は、「家」の没落、共同体の衰退を防ぐために、生活規律の課題に迫られていたことは先述したところであるが、すさまじい飢渴体験は、「節儉」、「貯蓄」の生活態度を主体的に確立する必要性をいよいよ強く自覚させずにはおかなかつたであろう。例えは、羽州最上郡南山村の庄屋柿崎弥左衛門は、その著「巳荒子孫伝」の中で、天保の飢饉体験に基づき、子孫に次の如く教諭している。

天保四巳年聞伝にも無之程の大飢饉に相成、可申様も無之候、目も当られぬ次第、筆紙に尽しがたく候得共、大海の一滴九牛が一毛書記置、子孫に残し候間、了簡を致し平、生無益なる費をはぶき、儉約を相立、食物の貯へを致し、ケ様の難儀を通れ、其余を以人をも救ひ、御上の御苦勞にも掛り不申様に常々心掛け可申候。

「巳荒子孫伝」とは、天保四癸巳年に始まる天保の凶荒実況を記録し、子孫訓戒のために後の世に伝えるという意

味であるが、こうした動機から飢饉記録が農民の間でも多く書かれたことは、周知の事実である。それらは、単に飢饉の惨状の記録にとどまらず、将来こうした惨状を招かないよう、日常の生活態度について子孫に教諭し、さらに飢饉体験の中で会得した凶作予知法、救荒用の食物製法や医療法、および凶作時に比較的被害の小さかった作物、品種等を教示している。農書も、飢饉体験が契機になって書かれたものが多い。村山郡でも、佐藤昌齊なる農民学者が著した「已荒鑑」というすぐれた天保飢饉記録が発見されている。この書も、その序文で後代の鑑になればと思いついたと動機が述べられており、右のような諸事項を内容としている。

これら飢饉記録や農書の中で述べられている知識や技術は、必ずしもすべてが独創的なものではなく、先行の本草書、農書、救荒書等からの引用が多く、生活態度についても、儒書等を援用しながら説いている。しかし、単なる教養のためにそれらを読んだのではない。生産・生活を改善していくためには、主体的にそれらから有用な知識・技術、人としての生きるべき道を学ばねばならなかったのである。そして、それらの知識・技術は、現実の生産・生活の中でその実用性が験され、また自らの体験から生まれた知識・技術が加味されて、それぞれの地域の自然条件に適応した独自の生産・生活文化がつくり出されていくことになる。しかも、それらを子孫に伝授するために、農民自らが著述すること自体、一つの文化的営為であり、さらに文化創造能力を高めていく契機となるのである。

天保飢饉により農民は、甚大な打撃をこうむった。だが、彼等は、その切実な体験を基にして、新たな生産・生活文化を生み出していったのである。

## (2) 大塩の乱の風聞

△第10表Vをみるに、天保五年以後も、依然として冷害は続き、この時期の契約帳の記事からは、寒気に震えながら呻吟する人々の息づかいが伝わってくる。「天氣祈として東根御陣屋より長谷川久吉様と申御手代外名主兩人湯殿山江十七日御参詣、本尊寺ニ而御祈禱執行、村々ニ而ハ其処之鎮守江一七日参詣、快晴之致祈念候」〔大町念仏講帳、天保七年の条〕と、神仏に必死に祈願するものの、天候は一向に回復せず、天保七年にはまたまた大凶作に見舞われてしまった。△第11表Vの如く、天保六年にはやや鎮静しかかったかにみえた諸物価も、同七年には再び暴騰している。そのため、七年から八年にかけて、村山地方でも五件の一揆・打ちこわしが発生している（前掲、横山昭男氏編「山形県百姓一揆年表」）。さらに、「最上は不及申奥州飢渴ゆへ、仙台城下辺、是上ハ伊達関東境、下は南部津輕石之巻、同国秋田、此辺之者最上も多し、仙台陸奥守様非人小屋をしつらい、毎日粥を煮て壹万人貳万人之者へ施し、奥州ニ而は露命を繋兼、衣類諸道具牛馬迄も喰尽し、渴命ニ及者数を不知、南部津輕杯ニ而は、数十坪深き穴を掘り、此穴江飢死たる者々千人之死骸を埋、飢渴亡霊之卒都婆を立、近辺之僧を集め供養を營、如斯すること数度有之候由、是を後之世迄も千人塚と異名せり」〔畑中村契約帳、天保七年の条〕というような、奥州諸地域の惨澹たる飢饉状況の風聞も伝わり、不安は一層増幅していった。

こうした切迫した状況下にあつて、天保八年二月に大坂で大塩の乱が発生したという風聞に村山地方の民衆も接するのである。いやが上にも、大きな衝撃を以てそれを受けとめざるを得なかつたであろうことは、各契約帳共にこの事件についてかなり詳しく書留めており、また村山郡大井沢村の志田五郎右衛門草雨が著した「草雨見聞録」にも具体的な記述がみられ、「前代未聞之大変ニ御座候」と結んでいることからもうかがえる。

新町村の「村内契約議定並諸留」<sup>10</sup>（以下、「新町村契約帳」と略称）では、「当酉二月十九日昼四ツ時大坂大乱ニ付、諸人家焼失、死人夥敷風聞、諸大名様御出張被成、漸無事鎮り、大坂三分余焼ニ御座候。然る処大坂式里程脇守口と

申所ニ而、亦々騒動有之趣ニ而、尼ヶ崎御人数騎馬拾三騎之内六騎馳向へ候由、諸家御屋敷口も御因メ之儀被仰付、何レも甲冑弓鉄砲并拔身之鑓為持相固メ候事」と騒動の様相について記し、続けて「幟 天照皇太神宮」、「旗 為救民助ケ」、「同 桐之紋所」、「幟 八幡大菩薩」、「同 湯武兩聖王」と幟・旗の文言、および陣立と各陣所属の名前も列記し、右ハ風聞あらまし相記候と結んでいる。発生年月、陣容について正確に認知しており、かなり詳しくかつ正確な情報が当地方にもたらされていたことがうかがえよう。大塩平八郎とその一党の行方に関しては、さまざまな風説が流れていた<sup>(11)</sup>のであるが、「……ハ前略V……其後行方しらす相成候由風聞ニ候処、三月廿七日人相書相廻申候。其後行方、風聞有之候得共、実証無之候」(大町念仏講帳「天保八年の条」とあるように、「実証無之」風聞は記録に留めることを避けており、情報認知に当たつての慎重な態度、および高度な認知能力が、長い間の情報収集、記録行為の伝統の中で培われていたことを示している。

また、右の記事から、当地方にも探索のために人相書が廻っていたことが知られる。こうした人相書の廻状や「当二月十九日不容易企ニ及び、大坂市中所々致放火、及乱妨ニ候大塩平八郎・大塩格之助、并右荷担致候者共行衛不相知、尤其次第人相書ヲ以、追々触渡シ置候<sup>(12)</sup>」という触出しは、またこの事件を広く世間に認知させる契機ともなったであろう。しかし、民衆は、こうした領主から与えられた情報によつてのみ大塩の乱をイメージしたのではなかつた。民衆間独自の情報流通により、「大塩平八郎申事は、今般我徒党相企候義ハ、私欲ニ不非、是全く天下之政事悪く、静謐不被成世之中なり、某命を捨窮民等を救んため、斯徒党を起し、先鴻池を打毀し、石火屋ニ而焼立、鴻之池之屋舖悉く焼払、室藏<sup>(金)</sup>江貯置処之金銀を雨霞之ことく降散し、鴻之池之屋敷は云ニ不及、町内迄燃上り、火八方江散乱し、因是御城内ノ諸役人衆は押鎮んと馳向候得共、町方余煙ニ而防も相成らず、唯大混乱而已、暫事ニ手負死人焼死たる者幾千万と云数を不知、悉くハ大塩平八郎自作之書ニ有<sup>(13)</sup>」(畑中村契約帳)、「大坂天満ニ大塩平八郎と申与力頭

有之、近年、諸国凶作飢饉ニ而、諸民難渋之、御奉行所へ御扶助相願候処、御承引なく、其後有り川、鴻池并分限之者拾六軒へ願相立候得共、同断ニ而天保八丁酉年、大嶋氏家財ヲ渡渡し諸人ニ与へ、二月十九日五ツ時家ニ火ヲ懸ケ、其ヲ合圖ニ何国ともなく大嶋ハ勿論、徒党人三百人程皆中冑ヲ帶シ、鉄砲、石、火矢杯ニ而、鴻ノ池始め、十六軒打潰し処々の橋を切落し焼立候事、大坂七分通之大火と承り候。二月十九日より廿二日迄之焼亡前代未聞之大变ニ御座候」〔草雨見聞録〕というように、大塩が立ち上がらざるを得なかつた政治的・社会的背景とその意図を認識した上で、騒動の具体的内容を記述しているのであり、決して領主の舐め如く、悪逆の徒とは見なしていない。「畑中村契約帳」の記事は、大塩の檄文が当地方にも伝播していたらしいことをうかがわせる。

ほぼ全国的に、人々が凶作・飢饉の状況の中で呻吟していた時期だけに、大塩の乱の風聞は非常な衝撃力をもつて広範囲に伝播し、また檄文も、次々に書写されて広く流布していった。<sup>(15)</sup> その意味では、今田洋三氏が評価されているように、情報流通史上、画期的意義をもつた事件であつたといえる。その受けとめ方は、諸階級・諸階層によって様々であつたことはいうまでもない。だが、受けた衝撃の大きさは同様であり、それぞれの立場から様々な行動へと人々を駆り立てていく契機となつたのである。

飢饉の苦しみを最も大きく味わされていた農民・都市の下層民の間では、大塩の乱の人氣は高まり、彼等をして一揆・打ちこわしに立ち上がらせる引金となつたし、国学者生田方は、大塩の檄文を読んで共鳴し、越後柏崎で蜂起した。そして領主層は、水戸藩主徳川斉昭が將軍へ提出した意見書（いわゆる「戊戌封事」）<sup>(16)</sup> に象徴される如く、大塩の乱をはじめ、激発する一揆に内憂の感をいよいよ増幅し、これに加うる外患によって幕藩体制の危機意識を強め、早急に本格的な政治改革に乗り出す必要性を、いやが上にも自覚せねばならなかつたのである。

(3) 天保改革と契約講

「大町念仏講帳」の天保改革に関する記事を次に紹介しておこう。

○天保一二年の条

△御政治改革廻状▽

一、御政事御改正被仰出候。御廻状六月十七日御触出有之候。

△禁止令廻状▽

一、御殿止御ヶ条書十月十日御代官様より直々御廻状相廻申候。右ヶ条別紙箱入ニ仕候。

△御三家御国替▽

一、松平大和守ハ庄内江所替

一、酒井左衛門尉様ハ越後長岡江

一、牧野備守様ハ川越江

右ハ去子年より風聞有之候処、弥々御国替被仰付、宿々江も御役所御領主より被仰付候処、七月十三日被仰出候ハ、大和守様式万石御加増、酒井様ハ永々庄内、牧野様ハ其儘ニ相成候間、庄内酒田ハ右祝儀ニ付、町々酒肴赤飯せったいニ御座候而、前後無之賑々敷御座候。

△献立改正▽

一、御殿止被仰出候ニ付、献立相改

△中略▽

右ハ契約之儀ハ決而不成趣、度々御触ニ御座候  
当村ハ念仏講ニ付、差支無之候得共、聊たり共魚物相用候而ハ、念仏講ニハ無之候間、以来魚物不成候。後年御  
心得可有候。

○天保一三年の条

△諸手間賃引下ケ▽

一、諸職人手間銭日料取賃錢相下ケ候様被仰渡候。

△十組運上御免問屋株式仲間差留▽

一、近来諸色直段追々高直ニ相成、世上一同難儀致入御聴、此度十組運上御免、問屋諸株仲間等名目も御差留ニ相  
成申候、

△衣服類仕出禁止▽

一、絹袖木綿紙之類惣而無益之手数掛候形容之品仕出不申様被仰渡候。

△船積水揚ケ勝手▽

一、船積水上ケ之儀、川岸ニ不拘何方へ成共揚ケ候様被仰渡候。

△芝居類禁止▽

一、江戸京大坂より旅稼ニ出候歌舞伎役者爭論地芝居等不成趣急度被仰渡候。

△利足引下ゲ▽

一、世上金銭貸借利足之儀、是迄壹割半之処、廿五兩壹分之利足ニ被仰出候。

△古金銀通用禁止▽

一、古金銀真字式分判、草字式分判、式朱銀通用御差留ニ相成候。

○天保一四年の条

△立毛御見分▽

一、御改革ニ付立毛御見分ニ付

御勘定 鈴木菜助様

支配勘定 平塚金平様

御小人見付 坂元岩平様

御吟味方下役 百瀬進兵衛様

御代官手代 逸見小野右衛門様

同 中里橘次郎様

右者御改革御趣意被仰聞之為御廻村ニ御座候。

△検地帳引合▽

一、御改革ニ付村々検地帳引合、一筆限り調帳絵図面差上候様被仰付候処、御老中水野越前守様御役御免ニ付御差

留ニ相成申候。

△安石代願▽

一、寒河江・柴橋御代官添田一郎次様御役替ニ付、大貫様之御預所ニ相成候。右ニ付為御代検として福田勝平様御検見、御取荷前々高免より御取増ニ付、安石代願寒河江惣代武右衛門、柴橋惣代勘兵衛出府仕候。

△祭礼日市差留▽

一、御改革ニ付諸国共祭礼市御差留ニ相成申候。

△印旛沼掘割▽

一、印場沼掘割被仰付御大名

(鎌カ)  
酒井左衛門尉様

黒田豊前守様

水野出羽守様

右四頭御大名様方、七月より堀割ニ相成り、十月水野越前様御役御免ニ付相止申候。右ニ付御老中堀田様始諸役人御引込被成候。

享保改革、寛政改革については、直接自分達の利害にかかわる施策しか書留めておらず、改革政治全般の動向を認識しようとする姿勢に乏しかったのであるが、この期には、右の如く、改革の開始以来次々に打出されて来る政策を逐一書留めており、その全般的な動向を見きわめようとしていたことがうかがえる。その上で、直接自分達の生産・生活に影響を及ぼす施策に関しては、迅速に対応している。

例えば、天保一四年には、検見の結果従来より取箇が増したために、惣代を「安石代願」に江戸へ派遣している。

また、天保一二年の契約禁止令（名目は儉約のためであるが、一揆・徒党の未然防止の意図もあった）に対しては、当村は「念仏講」であつて契約講ではないという口実を立てて続行している。そして、魚物を用いたのでは「念仏講」の名称にそぐわないので、「以来魚物不相成候。後年御心得可有候」と念を押す一方で、弘化二年には、「当村之念仏講之儀故、御本尊之具足相求、銘々より奉加致候」と、仏具を買いそろえて信仰集団としての体裁を整えている。「新町村契約帳」にも、「契約之義、御儉約被仰出候ニ付、契約等不相成旨被仰付候ニ付、御役所様御免願上候得共、御下知済ニ相成不申候故、此度、講事ニ相唱、長楽寺ニて、宿相勤、上下一同集会取締候之事」（天保一二年の条）とあり、やはり講事と称し寺を宿にして続行している。天保改革の儉約令の一環としての契約禁止令も、伝統的な共同慣行の厚い壁にはね返されているのである。<sup>(18)</sup>

民衆自身も切実な飢渴体験により、儉約・貯蓄の必要性はよく自覚していた。先述した如く、契約講自体も生活の緊縮化を申し合わせているし、独自に米・金の貯蓄をも始めているのである。だが、領主の儉約令が自分達の伝統的な共同慣行をも否定し、親睦・慰安の機会を奪おうとする時、彼等はそれをがん固としてはねつけるのである。「畑中村契約帳」では、天保改革の力ずくの儉約強制に対し、次のように批判を加えている。

此年從御公儀様も春々日本国中寺領社領御料私領不殘御儉約被仰付、先絹布類合羽傘都而敵敷御儉約被仰付、誠ニ御私領方扱は絹布類着する者有之候得は、見付次第役人衆御取揚、中ニも山形左沢青天皮尾之下駄履も、敵敷御吟味被仰付、錢之両替金壹両ニ付八貫文其餘も売買ニ付、因是万事売物高直ニ而、万商物無之、大ニ商人扱も不宜事ニ而有之由、此儉約御触出扱と錢扱之安ひは大ニ悪敷物成と云ものなり。（天保一三年の条）

儉約強制と錢相場の下落による物価高を一緒くたにして批判しているのは、力ずくの儉約強制に対する反感と、肝心の物価高に対しては有効な策を施し得ず、自分達を苦しめていることへの不満が入り混ったものであろう。「前小路中組契約帳」では、改革政治下の世情を次の如く描いている。

三月廿三日夜六ツ時(七)九ツ時迄天ニ白雲出来候。西未申(八)連日きのじ乃如く毎夜々々四月下旬迄出候ゆへ世上一同其不思議をなし、若哉世中之珍事動敷事ニ哉有ると世上旨を冷しける。四月廿五日御上様日光御社参有之三代將軍様此方御代参而已ニ而有之候を御直参之御事ゆへ其仰々敷事言語ニ難尽との風分。三月不思議成白雲夜毎ニ出来候ゆへ御上々様ニ而別而御用心被遊候との風節(九)。此節五老中之御老人水野越前守様遠州浜松之城七万石、此仁質素儉約之御取計ニテ都而奢ケ間敷儀御調止被仰渡、其文皮尾(緒カ)ぬり下駄合羽からかさ髪ハ油不付元結不用わらニ而可結杯と其嚴重成事数々筆ニ難尽し。依之道々之諸職人手間取等迄敷敷次第世上一同之動乱と相見へ候。又諸国々之御大小名御国替之儀江戸拾里四方不残御国替被仰付候由、御当宮権現様旧領之処、離候事ゆへ種々之御苦勞御難儀被遊候との風分(開カ)。当村方数年米沢御預所ニ而有之候此節国々御主法替ニ付山形領ニ相成候事。近年水野様御役中色々之儀有之候といへ共筆ニ難尽候。当卯閏九月廿三日水野様質素色々之勝手向相動候由ニて同日御拝領之品々御取上御役被召上候。其節水ノ様屋敷江諸職人町人其人人数不程知大勢ニ而石かわら投打動乱之由。略文ながら実ニ珍事計有之候ゆへ書記ス。(天保一四年の条)

右では、改革政治が「道々之諸職人手間取等迄敷敷次第世上一同之動乱」という事態を招いたと見なしている。そして、幕閣の中樞にあった人物が、民衆に石かわらを投げつけられ痛罵されるという、幕府が「公儀」として超越的

な権力と權威を誇ってきた幕藩制下ではおよそ考えられない事態の發生に驚きの念を表わしながら、これを書留めている。改革政治に対する世間の反発、その中心人物の失脚と右の如き民衆の動向等々のニュースは、谷地郷の民衆にも幕政の動搖、「公儀」權威の失墜を感得させずにはおかなかつたであろう。

「当村方数年米沢御預所ニ而有之候。此節国々御主法替ニ付山形領ニ相成候事」とあるのは、川越藩・庄内藩・長岡藩の「三方領知替」が反対運動にあつて挫折した際、川越藩の面子をたてるために、山形藩武州領の一部を割替えて二万石を加増し、山形藩にはその代りに羽州村山郡幕領の一部を与えたためである。この幕領の「私領渡し」に対しても、該当の村々の反対運動が展開されている。<sup>(19)</sup>

天保改革は、農村・都市を問わず広く世間の反発を招いていた。武州埼玉郡川崎村に出された文政「天保期の触書等を記録した「御改革諸記録」には、天保改革の年貢増徴策に対して、「安ク売レ高ク売ルナト言フ口ノ舌ヨリ増セト言フハ御年貢」という狂歌や「御国恩相弁天晴と可心得者也」という皮肉を混えたコメントが記されていることが藤田寛氏によって紹介されている。<sup>(20)</sup> また、「浮世の有様」には、「ヤンレ引々私欲如来引々。水野が工みを聞ネエ。する事なす事忠臣めかして、天下の政事を自が気儘にひっかき廻して、なんぞといふとは寛政の儉約、儉約するにも方図が有ふに、どんな目出たひ旦那の祝義も、献上の鯛さへお金で納て、あんまりいやしききたない根生、御威光がなくなる」<sup>(21)</sup>、「水野越前とかけて何と説。上手の按まととく。其心は、上下をよくもむ」<sup>(22)</sup>等々、水野を批判する世評が多く書記されている。

水野忠邦失脚をめぐって、巷間に忠邦の罪状として二三条をあげた詰問書が流布していたことは周知の事実である。これは、「浮世の有様」の筆者が「水野か姦悪を云ひふらさんとて、事のはしくをきくだつりしものゝ悪さまに書て、流布なさしめしものなるべし」<sup>(23)</sup>指摘している如く、捏造されたものであるが、これが広く流布していたこと

は、水野に対する反感・批判のすそ野の広さを物語っている。『草雨見聞録』にも全文が書留められており、村山地方にも伝播していたことが知られる。先の契約帳の記事と合わせみると、天保改革をめぐる種々の風説がかなり村山地方にも伝播していたことがうかがえよう。当地方の民衆も、改革政治全般の推移を見きわめつつ、それが社会に及ぼした影響、世間の反応を広い視野で認知していたのである。

紀田順一郎氏は、ある古本屋が文政八年より慶応四年に至る七三年間、一日ももらさず世上の風聞を記録した「天言筆記」に基づき落書の統計を試みておられるが、<sup>(25)</sup>それによると、文政八―一三年の四四、天保一―七年の四七に比して、大塩の乱、天保改革のあった天保八―一四年には二六〇と飛躍的な増加をみている。切実な飢饉体験、大塩の乱の衝撃そして天保改革と、民衆の政治意識・社会意識は、いやが上にも高揚し、研澄まされざるを得なかったであろう。そして、厳しい言論統制にもかかわらず、民衆間の独自のコミュニケーションは一層活発になった。それは、幕藩制下においてより広範な「世論」が形成される社会的基礎となったにちがいない。幕閣の分裂、忠邦の失脚も、広範な民衆の批判、抵抗運動が根因になっていたことは、すでに諸家の指摘されているところである。

註

(1) 『河北町誌編集資料』第二六輯所収。

(2) 谷地郷における飢饉対策については、『河北町の歴史』上巻、第六章第二節で詳しく述べられているので、本稿では、それを進める上で必要な情報収集活動に焦点を絞って論述することにする。

(3) 他国米の買い入れに努める一方では、「米穀之儀、一郡之売買者格別、他国他郡売渡候義者決而不成事」(天保

三年)、「当年格外之凶作ニ而此節々夫食差支候村方も有之付、当年取入候畑作物之内紅花煙草青苧之外都而作物之分不残他国他郡持出候儀、決而不成事」(天保四年)という作物の他国・他郡への移出禁止の廻状が、代官所より「村山郡一統御料私領」に出されており(『山形市史編集資料』第四号、八五―八七頁)、また天保四年には、郡中幕領の惣代名主、私領の大庄屋達が、郡内での米の融通、米価引上げ抑止、酒造制限等を申し合わせている(同

前、八九頁。

飢饉対策をめぐるこうした動向は、他地域や諸藩でも同様であり、諸地域・諸藩の間での経済的利害の対立—いわば、幕藩体制が内包する本質的矛盾—対立は、飢饉を契機により露わな形で顕在化することになったといえる。現に諸藩の越後米買入れの申し入れに対して、新潟町奉行は越後国内の夫食米確保のために、「津出相成申間敷由返答」したところ、「諸家様御役人方<sup>ニ</sup>而ハ、国元<sup>ニ</sup>而餓死人多分有之上ハ是非積出度段御懸合、其内秋田様より、百五十余人、新潟へ請合、鑓先<sup>ニ</sup>ても可請取なと申候。」(大町念仏講帳、天保五年の条)という如き険悪な事態を招いている。

その結果、「御双方より江戸御伺い<sup>ニ</sup>相成」結局、金百両のうち三俵宛を「新潟救粥」として地元<sup>ニ</sup>に提供すれば、残りの分は積み出しを認めることで落着している。また、村山郡の越後米買入れも、幕府へ願い上げ、次のような達を得ることに よって やくかなえられているのである。

去巳年羽州村々稀成ル凶作<sup>ニ</sup>而、夫食買入方難出来及段々候由。越後国村々之内<sup>ニ</sup>ハ、銘々之夫食之外穀物所持いたし居候ものも有之趣<sup>ニ</sup>相聞候。此度米穀融通方之儀「付ハ関東筋村々へ御触之趣も有之、旁々以右体之者ハ穀物不賸置、格別及違作場所へ正路<sup>ニ</sup>為買渡候様可被取計候。以上(同前、天保五年の条)

このように、幕府は、飢饉時における諸地域・諸藩の間の

利害の対立に対して、幕藩制社会全体の維持のために「国家」公権としての調停機能を強く發揮せねばならなかったのである。

以上の事実は、飢饉が与えた影響を社会構造だけでなく、権力関係にまで対象を広げて、「国家論」の視角から深く考察してみる必要性を提示していよう。

(4) 周知のように、関東地方では、天保飢饉によって荒廃した農村の復興に、尊徳仕法が大きな力を發揮しているが、彼の説く「節儉」思想、および仕法が、農民自身の「節儉」「貯蓄」の生活態度確立への内発的契機と結び付いたところに、効力をあげえた根源が存したといえる。

また、天保の飢饉体験が契機となって多くの篤農家や農村指導者が輩出したことは、諸家の指摘しているところであるが、それは、特に被害の大きかった東北・関東地方において著しかった(鎌田道隆氏「荒村復興の農民運動」、林屋辰三郎氏編『幕末文化の研究』所収、三三〇頁)。

(5) 『日本庶民生活史料集成』第七巻所収、七〇二頁。

これは、庄屋を勤める上層農民が書いたものであるが、一般の小生産者の場合も、いなむしろ小経営の特質からいって、彼等の方こうがした課題により切実に迫られていたにちがいない。だが、「勤儉」に努め、「貯蓄」をしようとしても、領主および豪農の収奪下にあつて、剰余が残らず、ますます窮迫状態に追いこまれる時、彼等の収奪に対

する批判・抵抗はより鋭く激しいものにならざるを得まい。そして、それはやがて世直しの意識と行動へと向うこととなる。

(6) 『西川町史編集資料』第三号(二)所収。解題には、佐藤昌斎は柴橋の人のようであるが不明である、とされている。

(7) 天保年間には、学者・市井の知識人によって、以前より平易で実用的な教荒書が多く書かれ、刊本あるいは写本として広く流布している(樺山紘一氏「飢饉からうまれる文化」、前掲『幕末文化の研究』所収、三九九頁)。このことから、いかに農民が実用的な知識・技術を積極的に学ぼうとしていたかがうかがえる。

樺山氏の論稿は、飢饉を契機として生まれる知識・思想や行為、表現様式等を文化論的視角から総体的に考察されたもので、飢饉史研究に新生面を切り開かれている。

(8) 飢饉体験が地域の民衆の生産・生活をどのように変化させたかを具体的に考察することは、地域文化論を深める上で重要な課題といえる。

(9) 前掲書所収、一七〇頁。草雨およびこの書については、前節註(22)参照。

(10) 『河北町誌編集資料』第五五輯所収。

(11) 青木美智男氏『天保騒動記』VI章。

(12) 「事林日記」(『山形市史』史料編3所収、二八二頁)。

(13) 「畑中村契約帳」では、実際には天保八年に起きた大塩

の乱を七年の条に記しているが、先述したように、天保四一〇年までの記事は、天保一一年段階で記憶をたどって記したものであるため、間違つたのであろう。

(14) 青木氏前掲書において、大塩の乱に関する様々な風聞の伝播、檄文の流布、およびそれが諸階級・諸階層に与えた影響について詳しく論述されている。

(15) 今田氏前掲『幕末における農民と情報』

(16) 間もなく人々は、大塩らの挙兵を芝居や講釈のほか、ちよぼくれ節、あはだら経などの流行唄に託して各地へ流しだし、多くの人々の共感を獲得し、大塩は死することなく永遠に生きつづけることになった(青木氏前掲書、二五四―二五五頁)。また、檄文が広く流布し、後日ひそかに手習いの手本にまでされていたことは(同前)、民衆の政治意識を高める上でも大きな意義をもっていたと思われる。

(17) 『水戸藩史料』別記上、七七―一四頁。

(18) 「東町契約帳」には、契約禁止令に対し、役所へ願ひ出たところ、「密に契約いたし候様被仰付」たと記してある(天保一二年の条)。直接に民政に当たっている代官所の役人には、こうした伝統的な共同慣行の根強い生命力を一片の禁止令によって断ち切ることとは不可能であることをよく認識していたのであろう。

(19) これについては、青木美智男氏「天保十三年羽州村山郡幕領における『私領渡し』反対運動」(『地方史研究』一二

五号)で詳しく論述されている。

(20) 藤田寛氏「天保期幕領の農民支配政策について」(『国史談話会雑誌』豊田・石井両先生退官記念号、七六頁)。

(21) 前掲書、六〇三頁。

(22) 同前、六〇四頁。

(23) 同前、八五〇頁。

(24) 前掲書、一七三—一七四頁。

(25) 紀田氏前掲書、一三九頁。

### 5 幕末維新时期

△第一二表Vをみるに、「大町念仏講帳」では、幕末維新时期に記録量がさらに増大している。<sup>(1)</sup>この期には、武士層のみならず、民衆の間でも情報流通がきわめて活発であったことは周知のところであり、<sup>(2)</sup>ロコミや書簡といった伝統的な情報伝達様式だけでなく、<sup>(3)</sup>かわら版が飛躍的な隆盛をみた。以前のかわら版は、その普及度からみてミニコミの媒体にとどまっていたのであるが、幕末期にはマス・メディアとしての性格と機能を有するようになった。政治・社会

第12表 「大町念仏講帳」の記録量の変遷

年代	ページ数
1685—1694	4.5
1695—1704	4.75
1705—1714	5
1715—1724	19
1725—1734	14.25
1735—1744	16
1745—1754	23
1755—1764	20.5
1765—1774	37
1775—1784	28.5
1785—1795	28
1795—1804	24
1805—1814	15.75
1815—1824	13.5
1825—1834	23.5
1835—1844	22
1845—1854	28.25
1865—1874	32

河北町誌編纂資料編(第34, 1ページ)による(1)記事に  
35輯)刊行本に異なり。  
ジ179字数は異なる。

会変革の渦中であって、ほとんど全社会階層の人々が情報の必要性を強く自覚した<sup>(4)</sup>こと、そして、それに応ずる新たな質を備えた情報伝達手段の発達をみたことは、近代に入ってからマスコミニケーション<sup>(5)</sup>の発達の前提条件をつくり出したといえよう。新政府が慶応四年二月に、早く

も公報である「太政官日誌」を京都、江戸において発刊しさらに江戸入城後には「江城日誌」を出し、迅速に情報・

宣伝活動を開始しているのは、社会諸階層の活発な情報流通の展開に対応して、情報の主導権をいち早く掌握する必要があったからに他なるまい。

(1) アメリカ船の渡来と開国

嘉永六年は大変な年であった。

各契約帳共に、まず「当年ノ早魃ハ前代ノ亀鑑ニモ見ヘス後世又アルトモ思ハレス」〔大町念仏講帳<sup>(5)</sup>〕という大早魃の様相から筆を起こし、続いて各地での出火、窮民の不穏な動向等々、大早魃下の騒然たる世情を描写し、時あたかも出現したほうき星に「其音雷ノ如ク見ルモノ魂天外ニ飛シ如何成変リ出来ルト思フ」(同前)と、変事の子兆を感じ取っている。こうした状況下にあつて、將軍薨去、アメリカ船渡来の情報に接したのである。

將軍様薨去被遊上下万民歎居候、六月四日朝霧深ク寸尺ノ間モ見ワカサル間、アメリカト申国ヨリ蒸気船四艘江戸品川内海ニ入船イタシ候ニ付、すわ大変ト云フヨリ早ク御公儀ヨリ御備御触出有之諸大名所々御堅メ大砲数万海岸ニナラベ事敵重ニ被遊候由。異船ハ同十四日帰航、右船入津ノ儀ハアメリカ当日本江諸品交易致度趣ノ願ノ由ニ御座候得共、異国ニ難相成ノ趣手切ノ御挨拶ニ付、此上何時異船再来カト海岸ノ国々ハ勿論諸大名様方武備敵重ニ御備有之候テ又諸家様ニテ新規ニ大砲小砲御吹立ニ付、ナマリ・シヤリ・エンシヨ等格外ニ直段引上申候。又品川海へ新規御堅メ御台場十一ヶ所御築立ノ由ニ候。

右ニ付色々狂歌アリ

はかゆへと草葉の陰て猿が言へ

侍のあかを異国てあらはいり

返して見れば浦賀大變

且、諸家様ヨリ海防作五百通程上書有之候由。其外諸人思ヒ付防方ノ上書数万書ノ由ニ候。

アメリカ船來航の目的、日本側の対応等々について、かなり精度の高い情報が当地方にももたらされていたことが知られる。もっとも、「既ニ合戦ニも相成杯と専虚説ニ而愚民安キ心も無之」(「前小路中組契約帳」)とあるように、デマも飛び交い民心を不安に陥れていたらしい。しかし、それを虚説であると断じ、種々の情報のうち正確と思われるもののみを書留めている。春からの騒然とした世情にあつて、アメリカ船渡來の風聞の伝播は、「諸国一統大騒ニ相成」(「新町村契約帳」)と記しているように、はかり知れない大きな衝撃をもたらしたのであるが、こういう時にこそ、いたずらに混乱に陥ることのないよう、正確な情報認知に努める必要性を、これまでみてきたことからもうかがえるように、長年の体験から会得していたのである。

農民や商人の場合、武士と異なり、この大事件を何よりも自らの再生産活動・生活と結びつけて深刻に受けとめ、考えざるを得なかった。そのことは、どの契約帳も、この事件を別個に記さず、先述の如きこの年の社会経済の混乱による生活危機の文脈の中で記していることによく示されている。また、嘉永六年七月二日に、村山郡山口村の伊藤儀十郎が出府中の父儀左衛門に送った次の書状には、再生産活動の次元での危機意識がより露わに表現されている。

異国船之一条者とんだ騒ぎ故、当地迄金銭融通ニ相障候。天童多人数出府之積ニ而一番立者出かけ候仕合故、同所御用達しとも夫々手分金融故ニ差詰り既ニ紅花商ひも休ミ候程ニ御座候。只今ニ相成候而も右軍用金之内二箱者

矢張天童江御引上ニ相成候よし。兼而御賢察之通当郡産物紅花たはこニ而商人共大損故、去子益後々近年稀之不融通之処、異国船騒大旱魃ニ而金銭は此節必至と差迫り天童辺其外共当時質貸一切相休ミ候仕合故、当村拵之処も何も角も可致様無之候<sup>(6)</sup>。

右によると、アメリカ船来航による政治的緊張が、早くも村山地方の社会経済をも混乱に陥れていたことが知られる。加うるに、外庄への軍事的対応の強化は、年貢増徴、御用金の課徴、軍夫の徴発、助郷人馬の増徴等々となつて一般庶民にもものしかつた。村山地方でも、ペリー来航を契機に廻米強化による搾取強化が遂行され、また、「程なく町人百姓ニ到迄、夫々御国恩金可差上旨被仰渡」〔新町村契約帳、嘉永六年の条〕とあるように、「御国恩金」という名目の御用金も課されている。幕府は、「万一夷賊共御国威を蔑にしたる不敬・不法之働なとあらは、誰カハ是を憤しさらん……入中略……諸候は藩屏之任を不怠、御旗本之諸士・御家人等は御膝元之御奉公を心掛、百姓は百姓、町人ハ町人、銘々持寄、当然之筋を以力を尽し、其筋々の御奉公致候義、是ハ二百年來之昇平沢ニ浴し候御国恩を報する義と、厚く心掛候得は、即惣国之力を尽し候趣意相当り候<sup>(8)</sup>」というように、民族的危機感をあおり、武士・百姓・町人共にそれぞれの身分に應じて奉公を尽し、二百年來の「御国恩」に報いることを強制することによつて、幕府を中心とした国家体制の集中・強化を意図している。

だが、民衆の次元においては、対外問題の切迫は、民族的危機意識よりも、第一義的には生活の危機意識に結びついていく。したがつて、ペリー来航を契機とする諸負担の増大は、むしろ彼等の生活の危機意識を増幅させる結果となるのである。殊に、平常でも米不足の村山郡にとつて、廻米強化は大きな打撃であつた。そのため、村役人ハ豪農をも含みこんだ全農民の激しい抵抗を惹起している<sup>(9)</sup>。また、大旱魃で疲弊しているところにもつて人馬が増徴され、

「去丑ノ年前代未聞之大旱魃ニテ、田畑皆損同様之大飢饉ニテ、追々御届奉申上候通、小前之者共露命相統難出来、追々家出仕候もの共数多出来、人少ニ相成御継立差支罷在候所、異国船到来致候趣ニテ、去丑ノ年より別而諸家様方御家中御通行多、御継立難渋仕候処、当年ニ相成尚以御上下多御座候処、別而当月朔日ヨ日々多分之継立ニ、人勢必至ト勞レ御荷物仕送り兼候もの共出来」と、深刻な生活危機を訴えている。

「大町念仏講帳」では、嘉永六年の条を次の如き文章で締めくくっている。

右之通春中より種々天災地変有之、夏秋中は万民の顔色も変し世は如何成事やらんと魂を失ひ人心地も無之処、秋日和宜敷稻十分に取入アメリカの風聞もうすくなり候故、諸人一同安心致候。偏に日本神国の御陰と弥国君の難有事を思ひ家業出精致居候。

右では、不安な世情にあつて、「家業」の安泰を願う民衆の根源的な生活意識が、その精神的拠りどころとして「神国」意識という日本型ナショナルリズムに結びついているという内的構造を指摘しよう。谷地郷のすべての契約帳を通じて、「神国」という言葉が登場したのは、これが最初である。もはや、「家業」安泰の希求は、將軍の「国恩」に対する期待感よりも、「国君」天皇をいただく「日本神国の御陰」に対する期待感へと向つているのである(ただし、「將軍様御薨去被遊上下万民歎居候」とあるように、將軍権力を否定しているわけではない)。ただし、こうした「神国」意識は、国字を受容した豪農層の意識が強く反映していると思われ、どの程度の階層的広がりをもっていたかは今後の検討課題とならう。

安政元年のアメリカ船の再来、和親条約の締結については、「昨年六月中帰帆ニ相成候アメリカ船当三月中又々品

川沖江入津いたし、昨年中より交易御聞濟被下候哉の旨申に付、既に大変にも相成可申候処、御役人様方大度の御計として交易ハ堅不相叶候得共、日本の内豆州下田九州長崎松前箱館右三ヶ所江船懸りの上、水其外少々船中のもの共不自由の分は被下候趣御聞濟の段被仰聞候」(「大町念仏帳」)と記しており、日米間の交渉内容を正確に認知している。さらに、安政六年の開港と貿易の開始については、「当六月より神奈川横浜におゐて魯西亜、仏蘭西、英吉利、阿蘭陀、亜墨利加、右五ヶ国交易御差許相成候。尤長崎箱館共商人共勝手に□□商売候者は勿論、居留の外国人共見せ売の品諸人買取候義も是又勝手次第たる事」(「同前」)と記し、次に「異国江渡し候御制禁の品」を列挙している。これは、文面からみて、幕府が全国の幕領・私領・寺社領に出した触に基づいていよう。

貿易の開始による国内経済の激変の渦は、谷地郷の経済をも直ちに巻き込み、生活危機を一層深刻化させた。万延元年には、「去年より異国と交易に付、諸品案外の引上前代未聞の義に御座候」(「同前」)と記しており、しかも、「新米出来候は、七分四五百文には可相成なと楽み居候処、又々高直に相成候得共、田方は至而実入宜敷畑は跡照勝にて思様には無之候得共、諸色高直は案外の事ニ御座候」(「同前、万延元年の条」と、新米が出回れば米価は下がるだろうと期待していたところが、ますます高騰し、「実入宜敷」にもかかわらず「諸色高直」となる如き、従来の供給と価格との関係についての体験的認識からはずれた現象に驚きの念を表わしている。そして、やがて「諸色高直に相成大工屋根師其外日料も上候事ハ、全当時通用の一分銀ハアメリカ国より渡候トルラル(ドルカ)と言銀にて、製式分金式弐金等ハ極々下品の似合故、金銀の位か下りし事と歎敷思ひ候」(「同前、元治元年の条」と、物価高騰の原因が、洋銀の流入、金貨悪鑄による金銀価値の下落にあることを認知するに至っている。△第一三表Vをみても、対外交易開始後の諸物価の高騰ぶりは著しいものがある。村山地方の重要な収入源である紅花の値段も上がっているが、しかし、生産面においては、天保頃からの支那紅の輸入、開港後の外国産染料の輸入によって衰退の一途を辿っていたのである。<sup>(13)</sup>

第13表 幕末期の各地市場における諸物価の動向

年次	米 (1俵に付)	大豆 (1俵に付)	小豆 (1俵に付)	生紅花 (100匁に付)	干紅花 (1匁に付)	種水油 (1分に付)	生水油 (1分に付)	蕎麥 (1俵に付)	精米 (1匁に付)	炭 (1匁に付)	塩 (1匁に付)	錢 (金1分に付)
安政5年	金1分と錢400文	金1分と錢150文	金1分と錢150文	錢50~90文								1貫630文
同 6	金1分2朱と錢150文	金1分と錢500文	金1分と錢500文	60~100文	55~60匁							1貫630文
万延元	金2分と錢500文	金2分と錢1貫文										
文久元	金2分と錢100文	2分	金2分と錢200文	130~170文	80~105匁			金1分2朱	80~130匁			1貫630文
同 2		1分3朱	1分2朱	140~200文	80~100匁	3升5合		1分2朱	120匁	85文	1匁3分	1貫630文
同 3	金1分3朱と錢200文	2分3朱	1分~2分1朱	130~160文	40~80匁	1升5合	2升5合	1分2朱	85~100匁	80文		1貫620文
元治元	金2分と錢200文	金2分と錢300文	金1分3朱と錢100文	80~120文	55~60匁	1升7合	2升	1分3朱	55~120匁	90文	2匁2分	1貫620文
慶応元	金3分3朱と錢200文	金3分2朱と錢300文	3分2朱	130~160文	89~160匁	1升1合	1升4合	2分3朱	35~40匁	140~150文	2匁1分	1貫600文
同 2	2匁2朱	1匁2分2朱	1匁2分	200~250文	95~100匁			1匁3分	43匁	135~140文		1貫600文
同 3	1匁3分2朱	1匁1分	1匁3分1朱	150~200文	67~150匁			3分2朱	38匁			1貫900文

(註) 「大町念仏講帳」の「地相場記事」による。

貿易開始による生活危機の深刻化は、「アメリカ貿易ニ而日本中万民難義ニ御座候」(「畑中村契約帳」、万延元年の条)と、それに対する怨嗟の念を醸成している。そして、生活難に喘いでいる民衆が、「唐船大ニ日本に着致し、日唐諸品ノ交易大ニ繁昌し、唐人江戸表江仮宅致し、日々遊女くるへ、誠に唐人の乱方なる事不制候」(「東町契約帳」、文久元年の条)というような、来日外国人の乱脈な生活ぶりの風聞に接した時、排外の念をいだかずにはおれなかつたであろう。そのことは、「猶又当年中納言水戸虎門御立腹之義有之、如何ニ有之候様へ、大ニ唐人江戸表を乱方いたし候ニ付、氣腹おわんと思た虎門大ニ立腹、唐船人を引払へ候由」という風聞に対し、「役悦ニ相記し申候」と、内心喝采の念を以て書留めていることからもうかがえる。

以上の記事は、開港による生活危機の深刻化が、民衆次元においても排外意識を芽ばえさせつつあったことを示している。それは、豪農層にあつては、先にみたような神国意識を昇進させる契機となつたにちがいない。だが、より切実な生活危機にみまわれていた小前層にあつては、観念的で実体のない「日本神国の御陰」を希求するよりも、現実に小生産者としての存在を脅かしている社会的諸条件の变革Ⅱ「世直し」への志向を強めることになつたろう。そして、その鋭先は、直接的な矛盾・対立関係にある豪農、領主へ向けられることになる。

文久元年に、谷地郷の豪農達が「泰平講」と称する組合を結成しているが、これは、「所々江大勢寄集作柄不相応之小作毛見を手強ニ地主々々江願込候上、徒党ケ間敷儀有之候」という、小作人達の結集による生産安定化の闘争の展開に、豪農達が連合して対心したものであった。その直接の契機となつたのは、「近年異国交易、御開港、以来、穀類而已ならず諸品直段高直に相成、就中米価引上買食之貧民及難波候」という状況下での打ちこわしに対する危機であつたのである。

今田洋三氏は、この泰平講を豪農層の情報処理機関の成立と評価しておられる。それは、その議定に「小作人共な

らし検見相好候根本は、彼より何程是よりいか程引下貫候扱と意外之偽り申触し、地主之心意を誑惑し所々江群集いたし手強願込候に付、兎角地主におゐても区々申聞候様相成」とあるように、小作人層の連携を基礎としたコミニケーションの活発な展開に、個々の地主では対応しきれなくなったため、「地主之存慮一和いたし、以来区々ニ不相成様、当酉年々々地主会合を催し」、地主相互のコミニケーションを図つたものであった。幕末期には、「無名之廻文村々へ捨文致し、煙を相図ニ群集可有之趣相認投書村々江有之」(「畑中村契約帳」、嘉永六年の条)、「柴橋寒河江兩郡中小前一統騒立……ハ中略V……所々ニ而半鐘打立、原河原寄合」(「同前、安政四年の条)、「浪人体の七八人河原子村治郎吉方へ罷越、今般窮民のため思ひ立候儀有之」(「大町念仏講帳」、慶応二年の条)というように、「無名之廻文」、煙、半鐘、世間師的浪人等々に媒介された小前層のコミニケーションが活発化しており、これを基礎に「小前一統」としての結集が実現されていたのでもある。これに対し、幕領の郡中惣代、私領の大庄屋達が結集して「浮浪之徒徘徊不致様兼而被仰渡御座候得共、追々差弛、既ニ当年右体之もの共立入及騒乱村々難儀且御時節柄深奉恐入候儀ニ付、以来右様之萌し顯れ出所不知廻文等相廻候ハ、継送は勿論出所相糺差戻し、又は山野等ニ而火の手を揚人寄いたし候模様有之候ハ、最寄近村々其地内村方江追払之儀掛合、尚不拒止候ハ、其向々江申立御取締請候様可致事」という議定を慶応二年に制定し、右の如き小前層のコミニケーションを断ち切らんとしている。以上のように、幕末期には、農民層のコミニケーションにおいて、豪農層のそれと小前層のそれへの分裂、両者の対立が顕著になっているのである。

(2) 幕末の政治動向と御一新

「大町念仏講帳」の幕末期の政治状勢関係記事を列挙してみると、△第一四表▽のようになる。今日、我々が幕末期の重要事件と注目しているものは、ほとんど当時の谷地郷の民衆にも認知されていたことがわかる。谷地郷だけでなく、この期の農民、商人の日記をみれば、個人の生活記録にとどまらず、政治社会状勢に関してもかなり詳しく記していることは、周知のところである。民衆が中央政局の動向にこれ程大きな関心を示したことは、かつてなかったであり、民衆の政治的視界の拡大と認識の深まりという点でも、日本史上画期的な意義をもっていた時期といえる。幕藩権力の情報統制力は全く無力化し、その動静は白日のもとにさらされていたのである。

谷地郷の場合、京都・江戸と商品流通関係にあったため、中央政局の動向に関する情報を入手するには、有利な条件下にあったといえる。記事の末尾に「……風間も御座候」、「……候由相聞申候」、「……候由ニ御座候」というふうに記されているものが多いが、これらは、右の商品流通ルートを通じてロコミや書簡によって伝播したものと思われる。この他、「関東筋井上方所々動乱の儀は当年多分に付、江戸、大塚、台町、新見、蠟蔵、御役所、寒河江、御役所、江、参り候御用状写、別冊にいたし候間、委細は右にて承知可致事」（文久三年）、「……右党の内遠国迄も参り候哉ニ付、御触出し有之是ハ御用留に書記候間、右にて承知可相成候」（慶応三年）とあるように、代官所も情報源となっており、<sup>(18)</sup> 触も民衆への事件に関する情報伝達の媒体として機能していたのである。慶応四年の新政府軍と旧幕府軍・奥羽越列藩同盟軍との戦闘の様子、降伏諸大名の処置等々については、「太政官日誌、東京城日誌ニ而御承知可相成候」と記しており、新政府の公報である「太政官日誌」、「江城日誌」が当地方にも伝わっていたことが知られる。

記事は比較的客観的であり、特定の政治勢力に与した書き方はしていないが、所々に感想が付記されている。例えば、文久二年の諸大名の参勤交代制緩和については、「此儀如何成思召し哉、乍恐御当家の始々御定と存候処、如斯被仰出誠に珍敷と存候」と、幕藩制下の基幹的制度を変更したことに驚きの念を表わしている。元治元年、水戸浪

第14表 「大町念仏講帳」の幕末期政治状勢関係記事

年次	記 事 の 内 容	行数
嘉永6年	・將軍薨去	1
	・アメリカ船渡来	13
安政元	・アメリカ船再来, 下田, 長崎, 箱館への寄港と水等の供給を認める	6
同 5	・公方薨去	2
同 6	・横浜, 長崎, 箱館を開港し, ロシア, フランス, イギリス, オランダ, アメリカに交易を許可す	10
	・酒田沖に異船二艘着岸	2
万延元	・大老井伊掃部頭, 水戸浪士に殺害さる	1
文久元	・和宮, 公方へ入興	5
同 2	・諸国大名の参勤制緩和, 諸国大名京都へ登り, 異国交易の差止を願う	5
同 3	・異国交易差止仰出さるに付, 諸国大名上京, 將軍も上落	4
	・大和五条の乱	5
*元治元	・水戸浪士野州辺にて暴行, 筑波山にて武田耕雲斎ら挙兵	11
	・京都にて長州浪士大合戦	2
	・長州征伐に付, 献金仰出さる	2
慶応3	・道中駄賃銭6倍仰出さる	1
	・旗本知行の内半分5ヶ年召上	1
	・諸国関所女通行勝手, 武器等も苦しからざる事	1
	・慶喜, 征夷大將軍辞職	5
	・江戸薩州屋敷へ取締りとして庄内酒井家等差向い, 合戦となる	8
同 4	・伏見にて大合戦, 將軍慶喜退城, 謹身	4
	・村山郡内の政治・社会状勢	100余
	・徳川家脱走人江戸上野に籠り合戦 引続き関東所々, 越後長岡, 会津, 松前等々で合戦, 旧幕軍敗北	5
	・明治元年と改元	1
	・村山郡, 民政局支配となる	2

(註) 行数は河北町誌編纂資料編第35輯刊行本による(1行40字位)。

\* 大町念仏講帳では, 元治2年の条に記している。

士達が野州辺にて富家に対し、「我等共横浜ノ異人共押払申ニ付」として軍用金の差出を強要したことを、「水戸浪士共暴行」、「其悪行言語同断の所行」と記している。谷地郷の豪農も、開港による社会経済の混乱から排外意識をいだくようになっていたのであるが、しかし、攘夷を名分とした彼等の右の如き行為に対し、賛意は全く示していない。村山地方においても、諸国から流入してきた浪人共によって豪農達が脅かされていた時だけに、名分はどうであれ、彼等の生活を脅かす行為は「悪行」以外の何ものでもなかったのである。

元治元年の水戸浪士の乱、京都での合戦（禁門の変）等の風聞を書き留めた後で、「前代未聞の義多分にして愚筆難及」と記し、さらに慶応三年には、「如此年々不穩事而已ニて歎敷事也」と、連年の動乱の世の中を歎じている。やがて翌年には、村山地方も維新の内乱に巻き込まれることになるのである。「大町念仏講帳」では、その状勢の推移を逐一書留めており、自分達の生産・生活の場を舞台にしてくり広げられる争乱に切実な危機感を覚えながらも、情報収集に努め事態の成行を見きわめようとしていたことうかがえる。官軍と庄内藩軍の戦いは、「庄内勢諸方引揚降伏相成候」ということで決着をみた。それに対して、「大慶々々」と付記している。

慶応四年の条の最後は、次の如き文章で締めくくられている。

昨年冬徳川慶喜公大政返上る当年の動揺大变革御一新等々ニ付、前文の次第にて春以来万民□心罷在、殊九月末ニ至り何れの支配領分と申義も不定只々闇夜の如く相成候処、始て民政局支配と相成御物成ハ半分御免し被下其外万々難有御仁恤ニ而今こそ

天朝の御恵万民ニ渡り腹鼓を打目出度春を向い候。

この年の記事の筆者は、「弥之助事柴田弥」と署名してある。柴田弥之助は大町村の有力豪農である。豪農層の場合、維新内乱による無政府状況の中で、下からは世直し層にたえず脅かされていたため、政治的・社会的秩序の回復・安定化への希求から、天朝支配への期待は大きなものがあつたろう。<sup>(2)</sup>だが、小生産者への回帰・その安定的存続を求めて闘かっていた世直し層は、どの程度まで「天朝の御恵」というが如き幻想を持ち得たであろうか。それはひとえに、彼等の闘争が課題としていたことを、新政府によってどこまで満たされるにかかっていたといえる。

註

ているので参照されたい。

(1) ただし、記録量の増大は、即契約講の情報共有機能の発展を示すものとはいえない。幕末維新期の世直し状況の高揚の中にあつて、豪農層の情報コントロールが強まっている。一揆・打ちこわしの激発にもかかわらず、「大町念仏講帳」では、それについてあまり記されておらず、記されても「悪党共」征伐の記録としてであることが、その何よりの証左である。また、「前小路中組契約帳」、「畑中村契約帳」、「新町村契約帳」では、安政以降、天候・作柄、相場記事が主体となり、政治・社会状況については記されなくなっている。講内部の階層間の矛盾・対立の激化により伝統的な講の情報共有・蓄積機能が衰退したものである。

(2) 右の今田氏の論稿は、農村社会におけるコミュニケーションを論じられたものであるが、都市におけるそれについて論じたものに、芳賀登氏「幕末江戸の情報と文化」(前掲『幕末文化の研究』所収)、守屋毅氏「市井の情報」(同前書所収)がある。

(3) 中山栄之輔氏編『江戸かわらばん選集』。

(4) 封建的分轄統治の枠を越えた民衆間のコミュニケーションの展開は、近代国民国家形成の基礎条件となるものであり、その意味で、幕藩制下におけるその展開度と質を究明することは、日本における「近代化」の特質を究明する上で重要な課題といえる。

(5) 嘉永三年以降の分は『河北町誌編纂資料』第三五輯所収。

なお、幕末期の契約講の階層構成、および豪農層の情報コントロールを含めた世直し層対策の具体相については、今田氏前掲「幕末における農民と情報」で詳しく論述され

(6) 藤田寛氏「幕末期年貢収取状況と農民層の動向」(『日本歴史』第三二六号、六五頁)より所引。

今田氏前掲「幕末における農民と情報」で詳しく論述され

(7) 同前。

(8) 「町奉行口達之覚」(玉川屋 七日町組合取集)、『山形市史編集資料』第一〇号所収、一〇五頁。  
(文書)

(9) 藤田氏前掲論文。

(10) 「土生田村御用留」(『村山市史編集資料』第二号所収、五〇頁)

(11) 註(14)に掲げた史料からも、こうした傾向がうかがえる。

(12) 大町村の村役人層である和田家、菊田家は、近世後期に家塾を開き、国学傾斜の学風をもって皇道思想の普及に努めている(『河北町の歴史』上巻、第九章第一節、第五節)。  
 なお、本稿(二)で紹介しておいたように、谷地郷は京都と商品流通関係にあったため、天皇・朝廷関係の情報もかなりもたらされており、「大町念仏講帳」では、一八世紀中期からそうした情報を多く書留めている。しかも、宝暦八年の太子誕生の際には、「乍恐目出度万民悦候」と記している。こうした情報流通上の谷地郷の特色も、当地方における「神国」意識形成の社会的素地となっていたと思われる。

(13) 横山昭男氏「幕末期における河岸問屋経営の変容」(石井孝氏編『幕末維新期の研究』所収、二〇三頁)、『河北町の歴史』中巻、一六九—一七二頁。また、藤田氏前掲論文では、弘化末年以降紅花値段の上昇率は米のそれを一貫して下廻り、しかもその差がますます拡大し、紅花の有利性

が次第に低下してきていることが指摘されている。

(14) 陸奥国八戸の商家大塚屋の別家大岡長兵衛が、家政や世間の出来事の子孫への亀鑑として書き記した「多志南美草」でも、慶応二年に「此頃異国の交易初り、日本国中津々浦々に至るまで、諸色高直畢竟交易の故也。東照神君の掟を破り、斯乱るるも世は末に成、徳川の天下も驕泰以失之の時節到来にや」と記している。ここでは、家康の掟を破って開国し、乱世に陥れたことを批判し、徳川の天下もはや終りであると断じている。そして、尊王攘夷を唱えた長州を幕府が征伐しようとして敗れたことに対して、「是偏に毛利家の誠心、神国の風義神にも恵玉ふ処なるべし。三歳の小児たり共、毛利勝利の噂を聞ては、誰か是を欣喜せぬ者なし。是自然の道理に叶ふ処なるべし」(『みちのく双書』第三〇集、一一九頁)と記している。

(15) 泰平講については、『河北町の歴史』上巻、七八四と七九〇頁、安孫子麟氏「幕末における地主制形成の前提」(歴史学研究会編『明治維新と地主制』所収)、青木美智男氏「慶応二年、羽州村山地方の世直し一揆」(佐々木潤之介氏編『村方騒動と世直し』上所収)等で論じられている。  
 なお、青木氏の論文には、その議定が原文のまま全て紹介されている。本稿での引用史料はこれによっている。

(16) 今田氏前掲論文。

(17) 『山形市史編集資料』第四号、一四二頁。

また、幕末期には、豪農は自衛のために独自の武力装置を組織して世直し層に対決している。村山地方における農兵制を分析したものに、渡辺信夫氏「幕末の農兵と農民一揆」(『歴史』第一八輯)、青木美智男氏「幕末における農民闘争と農兵制」(『日本史研究』九七号)がある。

(18) 寛政四年のロシア船来航に関しても、代官所が情報源の一つとなっていたことは先に指摘したところである。

(19) 元治元年の水戸浪士の筑波山拳兵に関しても、追捕のためめ廻状が村山地方にも出されている(『山口村御用留帳』、『天童市史編集資料』第一七号所収、一二二頁)。

(20) 村山地方における内乱の状況と谷地郷の民衆の動静については、『河北町の歴史』中巻、第六編第一章で詳しく述べられている。

(21) 「大町念仏講帳」では、明治七年の台湾出兵について柴田弥之助が詳細に記しており、まずこの出兵を野蛮人の征伐であると正当化し、続いて清国と大久保利通との台湾問

おわりに

題についての交渉内容と調印された條款について記し、これを「大國ヨリ莫大ノ金子受取我國威海外ニ輝シ候儀、一ツハ神國ノ余光、二ツハ諸將ノ勇威、三ツニ大久保大臣ノイサラシト万民日章ヲ上ケ家々餅ヲツキ大喜ノ」と評価している。豪農層がいかに天皇制国家に対し、大きな幻想をいだいていたかがえよう。明治に入り、「大町念仏講帳」では、この他にも「当六月二日東京御発車 天皇様日光ヨリ元奥州筋仙台ヨリ南部津軽松前北海道御巡幸ノ上、御上船ニテ相成候ニ付、当県ニハ大久保大臣御巡見相成秋中三条太政大臣実美様御巡回被仰、誠ニ天皇御自ラ東奥へ御幸等ハ開闢以來無之難有御事ニ存候」(『明治九年』)という如き、天朝支配を称揚する記事が多くみられる。天皇制支配体制の末端に編成された豪農層は、契約講を媒介に天皇制イデオロギーを村民に浸透させることにより、自らの村落支配の安定化を図っているのである。

以上、羽州村山郡谷地郷に残された契約帳を素材にして、当地方の農民達が、政治・社会・経済の動向をどのよう

る行動を展開したかをみてきた。

契約講は近世初期にはすでに存在していたことが確認でき、当初は有力農民によって構成されていたものと思われる。その後、小農民の自立に伴ない彼等も構成員となり、部落ないしは村落共同体員の惣百姓的コミュニケーションの場となった。近世中期以降、谷地郷も全国市場の一環に組込まれ、さらに政治的、社会的変動も激しくなり、彼等の再生産活動・生活がその動向に大きく左右されるようになったことから、村内のみならず、ほぼ全国的規模において市場動向や政治的・社会的な出来事に関する情報を収集し、それを寄合の場で披露して語り合い、契約帳に記録して子孫に残すという新たな行為を開始することになった。それは、彼等の再生産活動・生活を守り発展させていく必要から生まれた文化的営為と評価できる。かくして、彼等は、これまでの村落社会ないしはせいぜい地域社会の枠内でのミクロ的視野から脱皮し、マクロ的視野を獲得することになったのである。そして、積極的な情報収集活動によって世の中の動きの認識に努め、領主や都市特権商人に対しては、惣百姓としての連帯を基礎にした闘いを展開した。

情報収集の基本的ルートとなっていたのは商品流通ルートであり、全国市場の中心である上方や江戸に入って来た全国各地の種々の情報は、それらと商品流通関係にあった谷地郷にも伝播して来たのである。谷地郷のみならず、近世中期以降農民的商品流通の発展に伴ない、幕藩制的分割統治の枠を越えた民衆間の情報流通＝コミュニケーションもかなり展開するようになっていたと思われる。それは、「依らしむべし、知らしむべからず」を原則とし、厳しい言論統制がなされていた幕藩制下における一定の「世論」の形成、一揆情報の伝播による全国的な一揆状況の現出、さらには支配領域を越えた広域闘争展開の社会的基礎となっていたであろう。現に、田辺意次や水野忠邦等の失脚は、民衆の反感や批判、および抵抗運動の展開が根因をなしていたのである。そして、谷地郷の契約帳にも、こうし

た世間の彼等に対する反感・批判や動向に関する風聞が書留められているのである。もはや、政治に対する批判や抵抗運動は特定地域の事象にとどまらず、民衆的情報流通の展開によって社会的な広まりをみせるようになり、広範囲な民衆の意向や動向が政治史を大きく左右するようになったのである。

封建的閉鎖性を突破する民衆間の広汎なコミュニケーションの展開は、近代国家形成の基礎となるものであり、その意味では、幕藩制下においても、その条件はある程度形成されていたといえる。だが、無限定にそれを評価するわけにはいかない。幕藩制解体期にあつては、農民層分解の結果、豪農層と小前層（自作小農だけでなく、分解の結果小作貧農・半プロ層も大量に生み出され、その存在形態は多様となった）との矛盾・対立が激化し、惣百姓的コミュニケーションは豪農層のそれと小前層のそれに分裂し、両者の対立が顕著になった。契約譚も、かつての惣百姓的コミュニケーションの場としての機能は衰退し、豪農層による情報コントロールが強まった。幕末維新期において、民衆が統一的な「世論」を形成し、独自の国家なり社会構想をもつて統一的な大衆運動を展開し得なかつたのも、右の事情にその一因が存していたのではあるまいか。さらに、飛躍した言い方が許されるならば、新政府によっていち早く情報の主導権が握られ、天朝支配への幻想と天皇制的国家意識を民衆に植付けるための宣伝が活発になされ、やがては国家権力による強力な情報統制を招いてしまったところに、日本の「近代化」過程における民衆的コミュニケーション展開の限界性が見定められるのではなからうか。

幕藩制社会におけるコミュニケーションに関しては、きわめて研究蓄積の乏しいのが現状である。それは、従来の幕藩制社会に関する研究が、主として土地を媒介にした人間関係に分析の重点が置かれていたことにも基因している。だが、情報流通による人と人との社会的な結び付き、コミュニケーションの展開によって、どのような新たな意識・思想、行為、文化等々が生み出されていったかを究明していくことも、幕藩制社会の内実をより豊かに構想して

いく上で重要な課題といえる。そして、それは日本の「近代化」の特質を解明する鍵ともなるのである。(完)

△付記▽

本稿作成に当たり、多くの方々から口頭や書簡で御教示を賜わった。また、東北近世史研究会、民衆思想史研究会で意見を述べさせていただく機会を得ることができ、そこでの討論からも、今後新たな視角から農村社会史研究を構想していく上で多くの示唆を得させていただくことができた。資料収集に際し、便宜をおはからいただいた山形県西村山郡河北町立図書館、山形県立図書館の各位共々、深甚の謝意を表したい。(一九八〇年五月二二日)

